

**議事日程（第6号）**

令和7年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第86号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第87号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第88号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第89号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第90号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第91号 令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 認定第1号 令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第92号 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第93号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

## 条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第94号 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第95号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第96号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第97号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第98号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第99号 築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第100号 築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第101号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第102号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第103号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第104号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第105号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第106号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第107号 築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第108号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第109号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第110号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第111号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第112号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第113号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第114号 築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第115号 町道路線の廃止について
- (追加)
- 日程第43 議案第116号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第44 議案第117号 築上町財務規則等検討委員会設置条例の制定について
- 日程第45 議案第118号 工事請負契約の締結について

日程第46 意見書案第2号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改訂及び緊急財政支援措置を求める意見書（案）について

日程第47 発議第3号 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査経費と調査権限の変更についての決議

追加日程第1 発議第4号 虚偽公文書の作成及び詐欺に対する告発について

追加日程第2 発議第5号 虚偽公文書作成及び公契約関係競売等妨害に対する告発について

日程第48 常任委員会の閉会中の継続審査・所管事項調査及び議会運営委員会の閉会中の所管事項調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第86号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第87号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第88号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第89号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第90号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第91号 令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第7 認定第1号 令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第2号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第3号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第4号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第5号 令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第6号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第7号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第8号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第9号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第10号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第11号 令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第12号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 議案第92号 築上町議会議員及び築上町長の選舉における選舉運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第93号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第94号 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第95号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第96号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第97号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第98号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第99号 築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第100号 築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第101号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第102号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第103号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第104号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第105号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第106号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第107号 築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第108号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第109号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第110号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第111号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第112号 船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第113号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第114号 築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第115号 町道路線の廃止について

(追加)

- 日程第43 議案第116号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第44 議案第117号 築上町財務規則等検討委員会設置条例の制定について
- 日程第45 議案第118号 工事請負契約の締結について
- 日程第46 意見書案第2号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改訂及び緊急財政支援措置を求める意見書（案）について
- 日程第47 発議第3号 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査経費と調査権限の変更についての決議
- 追加日程第1 発議第4号 虚偽公文書の作成及び詐欺に対する告発について
- 追加日程第2 発議第5号 虚偽公文書作成及び公契約関係競売等妨害に対する告発について
- 日程第48 常任委員会の閉会中の継続審査・所管事項調査及び議会運営委員会の閉会中の所管事項調査について

---

出席議員（14名）

1番 江本 守君	2番 今富 義昭君
3番 田村 紘貴君	4番 宗 裕君
5番 丸山 年弘君	6番 鞘野 希昭君
7番 田原 宗憲君	8番 工藤 久司君
9番 塩田 文男君	10番 吉元 健人君
11番 池亀 豊君	12番 信田 博見君
13番 池永 巍君	14番 武道 修司君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 桑野 智君	係長瀬戸 美里君
書記 小野 聖佳君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君

教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会計課長	石井 紫君
総務課長	鍛治 孝広君	企画財政課長	椎野 満博君
まちづくり振興課長	首藤 裕幸君	人権課長	横内 秀樹君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	山田 里美君
保険福祉課長	吉川 千保君	産業課長	北代 幸介君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	尾座本三雄君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	則松 裕司君	学校教育課長補佐	中原 寿浩君
生涯学習課長	種子 祐彦君	教育施設整備室長	樽本 知也君
農業委員会事務局長	山本健太郎君	監査委員事務局長	古市 諭恵君
代表監査委員	小出 正貴君		

---

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここでお知らせがあります。総務産業建設常任委員長より報告がありました。

現在、池永巖副委員長が交代し、副委員長に信田博見議員と交代することになりましたのでお知らせいたします。

議席については、次回の会議から変更になりますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

局長。

○事務局長（桑野 智君） 議会事務局、桑野です。お手元に配付しております議案整理簿の修正がありますので、訂正をお願いいたします。

議案第104号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についての付託委員会が厚文となつておりますが、総務産業建設常任委員会でした。すみません。修正のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1、議案第86号**

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第86号令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）

についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第86号令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

議案第86号令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、本案所管分の補正予算について慎重に審査した結果、物価高騰対策の関係で農業支援なり漁業の支援、また運送業支援、創業支援等があり、また商工祭行事の補助金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。原案について反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第86号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第87号

○議長（塩田 文男君） 日程第2、議案第87号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第87号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第87号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第3. 議案第88号**

**日程第4. 議案第89号**

**日程第5. 議案第90号**

○議長（塩田 文男君） 日程第3、議案第88号令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第5、議案第90号令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第90号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第88号から議案第90号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **議案第88号**令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算を慎重に審査した結果、決算に伴う繰入金を基金に積み立てるという内容であり、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第89号**令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について、先ほど述べたことと同じように決算に伴う繰入金が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定を

いたしました。

議案第90号令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について、こちらも同じように西角田財産区、葛城財産区と同じように決算に伴う繰入れと基金に積み立てるものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第3、議案第88号令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第88号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第89号令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第89号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委

員長の報告は可決です。議案第89号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第90号令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第90号については採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第91号

○議長（塩田 文男君） 日程第6、議案第91号令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第91号令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第91号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なし異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第7. 認定第1号**

○議長（塩田 文男君） 日程第7、認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算の所管の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 私は、この認定案件について、反対の立場から議論させていただきます。

やや長くなりますが、御了承ください。また、本日は私の後ろのほうに多くの小学生の方が傍聴に見えてくださっているんで、僭越ではございますが、議会のまづ最初にちょっと解説めいたことをしたいと思います。

私も議員になって2年でございますが、私が議員になって議会活動を参加させてもらって感じることを率直に申し上げます。議会というのは、児童の皆さんのが学級会等で友達の意見を聞きな

がら活発に討論するような和気あいあいとした活発な面と、やはり築上町の最高意思決定機関でありますから、適切な例えかどうか分かりませんけど、入学式や卒業式のような厳肅な雰囲気も併せ持っているものだと思います。

何でこんなことを言うかというと、本日は最終日で採決が主なんで、質疑応答、つまり我々議員が質問して、それに対して課長さんや町長が答えるという場面はほぼないんですよね。それは別の日の質疑応答というときに、最近は和気あいあいを通り過ぎたような活発な議論、非常に活発にやってるんで、そういうところもぜひ見てもらいたかったなと思うんですけど、今日は最後の結論を出すために議員一人一人が反対あるいは賛成の意見を述べる場所なんで、やや退屈かもしれませんのが聞いてください。

なぜ反対するか、その大前提です。この決算っていうのは、築上町のお金、貴重な税金の使い道の最終結果を、結果ですが、我々議員がこれでよかつたのかどうか、悪かった、よかつたか悪かったかということを判定する場所でございます。既に使ったお金なので今さら悪かったといつても使ったお金は戻ってこないんですけど、悪いことは悪いと指摘して、次からのお金の使い方に生かしてもらいたい、それが一つ。

それともう一つは、和気あいあいと町民全員で町のことを考えていくためには、誰かが得をしてたり、誰かだけ不公平な得をしているというのは私は許されないと思っています。やはり公平にルールに基づいてお金が使われているかという点が一番大事な点だと思っているんですが、残念ながら6月議会、3か月前の6月議会から、小学生には難しいかもしれません、百条委員会という滅多なことでは開かれないある意味恐ろしいとも言える特別な委員会、会議ができまして、そこで今、町のお金の使い方にはいろいろ問題があるのではないかということで、6人の議員が選ばれて毎日のように議論をしております。

そこで分かったことは、委員会全員としての結論は出てないんですが、そこに私が参加して思ったことは、ちょっとまずいんではないかなというお金の使い方を超えて、これは不正といつていい種類のお金の使い方があるなというふうに、私は判断しております。

具体的なことは申し上げませんが、この議会での昨日までの委員会各種の詰合いの中で、町長さんに向かって私はこれは我々は不正だと思うんで調査してください。とにかく、まずは調査してくださいということを申し上げても、町長さんは全く不正はありませんの一点張りで調査すら、調べてさえ、調べようとする、あるいは関係者の話を聞いてくださいとお願いしても、関係者の話すら耳を傾けようとしません。

もう小学生の前では言いにくいんですが、町長さんはまさか不正に加担しているとは思わないんですけど、私が不正と思っていることを隠そうとしているとしか思えません。現段階では確かに疑いなんですが、疑いであればこそ、宗議員の言うことはそういうことではないんだよと、聞

かれたことには全部説明してほしいんです。私も納得のいく説明があれば、ああそういうことですから納得しますが、全く説明がない、まるで隠すような態度は私の言っていることのほうが正しいんではないかというような思いが、毎日募ってまいります。

つまり、そういうことを含まれ、不正なお金の使い方が含まれている。不適正かもしれない、ちょっと間違えただけかもしれない。間違えただけであれば、認めて謝って改善すればいいんだけど、それすらやってもらえない。非常に残念でございます。

これをもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。池亀委員長。

○議員（14番 池亀 豊君） 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の意見を述べさせていただきます。

基本的に、私は当初予算の全ての予算に賛成ではありません。少しですが、反対の予算もあります。ですから、今までずっと当初予算、そしてその決算には反対をしてきました。ただ、今回は初めて決算に賛成しようと思っています。

私は、大阪で政治の道に入りました。大阪は今でも中学校全員給食を実施していない自治体が7自治体あります。実施しているところも、デリバリーなどの給食がたくさんあります。子どもたちの学びに学校給食は本当に大事なのに、冷たい政治が続いています。大阪に住んでいた21年間、学校に給食をとみんなで運動を続けてきました。

それが17年前、築上町に帰ってきて、京築で毎年行われていた京築母親大会で講演された当時の亀田教育長のお話を聞いてびっくりしました。築上町では週5日米飯給食を実施しているということです。それも自校方式で、大阪で住民のことを少しも考えない政治に本当に怒りを持っていた私には大きな驚きでした。いつかはそういう温かい政治に感謝の気持ちをと思っていました。

今回、1回だけですが、一般会計決算に賛成いたします。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定についてに、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど宗議員からもありましたように、現在、百条委員会でいろいろな審議をしております。調査をしております。その百条委員会での委員長を務めているということもあります。今9月議会の冒頭、9月2日の日に中間報告をさせていただきました。

中間報告の内容でいくと、いろんなところに疑義がある。問題があるんではないかという指摘をさせていただきました。それを踏まえて、新川町長のほうからも第三者委員会を立ち上げて、その財務規則等を含めて見直しをやろうという話を今現在されています。

ということは、現在の財務規則なり、予算の使い方について疑義があるという我々の指摘に対して真摯に向き合っていただいている部分かなというふうに思っています。ということは、今決算について、内容によっては疑義がある可能性があるということは、町執行部もある意味認めている部分ではないかというふうに思っていますんで、そのような疑義のある可能性のある決算については、賛成をというか、認定をできないということで反対の立場からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第1号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

### 日程第8. 認定第2号

○議長（塩田 文男君） 日程第8、認定第2号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算の認定について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第2号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第2号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### **日程第9. 認定第3号**

○議長（塩田 文男君） 日程第9、認定第3号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第3号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本件決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第3号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### **日程第10. 認定第4号**

○議長（塩田 文男君） 日程第10、認定第4号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 認定第4号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第4号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**日程第11. 認定第5号**

**日程第12. 認定第6号**

**日程第13. 認定第7号**

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第11、認定第5号令和6年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定から、日程第13、認定第7号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第7号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、認定第5号から認定第7号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員

長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第5号令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

〔認定第6号令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。〕

〔認定第7号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。〕

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第11、認定第5号令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第5号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12、認定第6号令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

について反対いたします。

国民健康保険税は、築上町は全国の自治体がこの近年五、六年、毎年毎年すごい値上げを行っています。その中で、築上町は実に17年間以上値上げを行わず、本当に頑張っていただいている。でも、それでも国民健康保険税は高いんです。町民の生活を苦しめています。

以上、申し上げまして、認定には反対いたします。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険税に関しては、築上町においては健全な運営をということで、数年前というか、かなりもう十数年前から周りから見るとちょっと高いねとか言われながらやってきましたが、今一般会計からの繰り入れもそこまで負担があるようなものでもなく、健全な財政、特に国民健康保険税に関しては健全な財政運営ができているのではないか、その点から踏まえてこの決算については認定すべきということで、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第6号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、認定第6号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13、認定第7号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第7号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**日程第14. 認定第8号**

**日程第15. 認定第9号**

**日程第16. 認定第10号**

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第14、認定第8号令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定から、日程第16、認定第10号令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定までについては、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号から認定第10号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、認定第8号から認定第10号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **認定第8号**令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定をいたしました。

**認定第9号**令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定をいたしました。

**認定第10号**令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第14、認定第8号令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第8号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第15、認定第9号令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第9号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第16、認定第10号令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第10号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### **日程第17. 認定第11号**

○議長（塩田 文男君） 日程第17、認定第11号令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第11号令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第11号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。認定第11号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第18. 認定第12号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第18、認定第12号令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第12号令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほどもお話ししたように、今百条委員会で調査をしております。特に下水道の関係につきましては自家発電機、築城の浄化センターの自家発電機については、毎年オイル交換、燃料フィルター、オイルフィルター、凍結材等を毎年変えているという案件が発生しました。他の発電機については、そのような対応をしていなく、通常我々の車についても年間で走行距離があまりない場合、時間がそんなにたっていない場合は、そこまでの過剰なオイル交換等をすることはないのかなというふうに思っております。そのようなものが、百条委員会の調査の中で判明いたしましたので、この決算の認定については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 私も先ほどの一般会計予算認定に反対する理由と同じですが、今日の議会を初めて傍聴される方もいらっしゃるでしょうから、委員長も、百条委員会の委員長も具体的な不適正な事例を指摘しましたので、私も改めて一般質問でもやりましたけど、その指摘をさせていただきます。

議会の今回の討論で明らかになったのは、本来維持すべき設備が適切に維持されていない、エンジン非常用ポンプが何台も数年間壊れたまま放置されているとか、そもそも施設が適正に維持されていない現状があるにもかかわらず、ほとんどの修理業務、修繕業務の発注が緊急を理由として十分な業者選定も行わずに、また十分な価格の検討も行わずに、緊急を理由としてある特定の業者にほぼ言い値ともいえる金額で発注されていることは極めて大きな問題だと感じております。

また、百条委員会での担当課長及び担当係長の答弁によれば、ほかに対応できる業者が町内にいるかどうか調査したこともないけど、この業者しかできないと判断した。価格が適正ですか、比較検討してますかと聞くと、そういう比較検討のための調査もしていないというような信じられない答弁が出てくるわけです。このようななずさんな事務の結果としての決算には到底認定・賛成することはできません。

私の反対理由は以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから認定第12号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、認定第12号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**日程第19. 議案第92号**

**日程第20. 議案第93号**

**日程第21. 議案第94号**

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第19、議案第92号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第94号築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第94号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第92号から議案第94号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **議案第92号** 築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案について慎重に審査した結果、国の法律等の変更等のことが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**議案第93号** 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、国の法律等の改正に伴うものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第94号** 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、先ほどと同じように国の法律の改正によるものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第19、議案第92号築上町議会議員及び築上町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 議案第92号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第93号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第93号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第94号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第94号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第94号については委員長報告のとおり可決されました。

○議員（7番 宗 裕君） 議長、ここで発言させてください。次からの議案は手数料に関するやつなので、ちょっと区切りがいいと思うんですよ。ちょっと早いんですけども、ここで休憩に入れません。区切りがいいんで。

○議長（塩田 文男君） びっくりしたよ。そうですね、ここで一旦休憩したいと思います。再開は11時からといたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

#### 日程第22. 議案第95号

○議長（塩田 文男君） 日程第22、議案第95号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第95号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議とすべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第95号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、まだまだ審議をする必要があるということで、継続審査とするべきということに決定をいたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

両委員長から閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第95号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第95号は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第95号について委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第23. 議案第96号**

○議長（塩田 文男君） 日程第23、議案第96号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第96号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議とすべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第96号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、まだまだ審議をする必要があるということで、継続審議をすべきものと決定をいたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

両委員長から閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第96号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第96号は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第96号については委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第24. 議案第97号**

○議長（塩田 文男君） 日程第24、議案第97号築上町税条例の一部を改正する条例の制定に

についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第97号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、まだ審議をする必要があるということで、継続審議をすべきということで決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第97号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第97号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。議案第97号については委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第25. 議案第98号

○議長（塩田 文男君） 日程第25、議案第98号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第98号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第98号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第98号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第26. 議案第99号**

○議長（塩田 文男君） 日程第26、議案第99号築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第99号築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審議、審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

これから議案第99号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。

議案第99号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第99号については委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第27. 議案第100号

○議長（塩田 文男君）　日程第27、議案第100号築上町保健センタ一条例の一部を改正する条例の制定について、本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君）　議案第100号築上町保健センタ一条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君）　次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君）　これで討論を終わります。

議案第100号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第100号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君）　異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第28. 議案第101号

○議長（塩田 文男君）　日程第28、議案第101号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君）　議案第101号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

これから議案第101号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。

議案第101号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第101号については委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第29. 議案第102号**

○議長（塩田 文男君） 日程第29、議案第102号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第102号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第102号については採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第102号については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第30. 議案第103号**

○議長（塩田 文男君） 日程第30、議案第103号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第103号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、審議未了ということで継続審議すべきものと決定をいたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第103号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第103号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。議案第103号について委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第31. 議案第104号**

○議長（塩田 文男君） 日程第31、議案第104号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第104号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、審議未了ということで、まだまだ審議する必要があるということから、継続審議すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第104号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第104号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案104号について委員長の報告のとおり可決されました。

---

### **日程第32. 議案第105号**

○議長（塩田 文男君） 日程第32、議案第105号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第105号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第105号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第33. 議案第106号**

○議長（塩田 文男君） 日程第33、議案第106号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第106号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第106号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第106号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第34. 議案第107号**

○議長（塩田 文男君） 日程第34、議案第107号築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第107号築上町コミュニティセンター条例の一部

を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第107号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第107号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、議案第107号については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第35. 議案第108号

○議長（塩田 文男君） 日程第35、議案第108号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第108号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。議案第108号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第108号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多數です。よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第36. 議案第109号**

○議長（塩田 文男君） 日程第36、議案第109号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第109号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。議案第109号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第109号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多數です。よって、議案第109号については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第37. 議案第110号**

○議長（塩田 文男君） 日程第37、議案第110号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀

委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第110号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） それでは委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） このパークゴルフ場条例の一部なんですが、この内容で行くと、大人・小中高という分け方になっています。当然、町内・町外がありますが、特に今から子どもたちの育成等を考えるときに、大人はある程度、管理費とか、そういうもので仕方ない部分もあるかと思うんですが、小中高の子どもたちに対して料金の値上げというのは、もう少し慎重にやるべきではないかなという観点から、この内容については賛成ができないという立場から反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから、議案第110号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第110号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。——すいません。もう一回、起立してください。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。起立少数です。よって、議案第110号は否決されました。よろしいですか。次に行きます。

---

### 日程第38. 議案第111号

○議長（塩田 文男君） 日程第38、議案第111号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第111号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、継続審議すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して、継続審査に反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、継続審査に賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

委員会からの閉会中の継続審査の申出がありましたので、併せて採決を行います。

議案第111号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続審議です。議案第111号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立多数、全会一致です。議案第111号については委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第39. 議案第112号**

○議長（塩田 文男君） 日程第39、議案第112号船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第112号船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について、行財政改革の一環でもあり慎重に審査した結果、否決すべきものと決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第112号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は否決です。議案第112号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は委員長の報告のとおり否決されました。

---

**日程第40. 議案第113号**

**日程第41. 議案第114号**

**日程第42. 議案第115号**

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第40、議案第113号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第42、議案第115号町道路線の廃止についてまで、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号から議案第115号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

議案第113号から議案第115号まで、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） **議案第113号**築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第114号**築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第115号**町道路線の廃止について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

日程第40、議案第113号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第113号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第113号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第114号築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第114号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第114号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第42、議案第115号町道路線の廃止についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第115号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第115号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第43. 議案第116号**

**日程第44. 議案第117号**

**日程第45. 議案第118号**

**日程第46. 意見書案第2号**

**日程第47. 発議第3号**

○議長（塩田 文男君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第43、議案第116号令和7年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第47、発議第3号特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査経費と調査権限の変更についての決議まで、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号から発議第3号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第43、議案第116号令和7年度一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **議案第116号**令和7年度築上町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月19日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第116号は、令和7年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額162億1,397万円に1,755万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億3,152万9,000円と定めるものでございます。

この予算は、今日即決ということで、ちょっと詳しく私のほうから提案理由を述べたいと思いますが、小中一体型校整備事業の工事前払い金に係る金融機関からの一時借入金の利子、借入金は、もう計上しておりますけど、利子が計上しておりませんでしたので、1,500万円を利子として計上させていただいております。

それから農地災害復旧費、これは150万円の計上でございます。

第三者委員会といいますか、財務規則等の見直しの検討委員会の経費として、105万9,000円を計上させていただいておるところでございます。

なお、農林水産業の災害復旧費の事業債、収入を60万円、それから農地災害の復旧負担金の、いわゆる受益者負担金を45万円を計上、あと歳入としては交付税を、この分は充当するというふうなことでさせていただいておるところでございます。

あと、地方債の変更ということで、農林水産事業災害復旧債、今まで60万円の限度額でございましたけれども、120万円の限度額という形で、地方債の変更をしておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 追加議案の8ページと9ページ、ただいま説明を受けました第三者委員会に関する経費、105万9,000円に関して質問します。

まず質問の大前提として、町長の認識をお尋ねしたい。我々百条委員会あるいは私自身は、一般質問や議案質疑あるいは反対討論等で、重ねて不適正を超えて不正な事務があると、私は感じております。

それに対する町長の今までの答弁を聞いておると、私には、不正はもちろんなかった。不適正すらほとんどない。問題はないんだと、問題はないから調査の必要すらない。私が提案した関係者からの、関係者の話を聞いてくださいというのも、事実上拒否されました。全く聞く耳を持たずに、調査する意思がないような答弁を繰り返されていたのに、ここに突然第三者委員会というものの経費が上がってきたことに、強い違和感を感じております。

当然、百条委員会で指摘されたことを意識したことだと思うんですが、要は、どの程度の事態が起きているのか。百条委員会の指摘についてです。ほとんどゼロ回答なんで、つまり調査の

必要もなければ問題もないって答弁しているように、私には、そういうふうにしか聞こえないんです。

ですから、ここで改めて、どういう事態が起きていて、その事態をどのように評価するのか。あるいは調査の必要があるのかないのか、町長の御見解をただしたい。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっとまだ説明不足だったと思いますけれども、この検討委員会というのは、今まで事務が財務規則という形の中で、誤解を与えるような形があったんで、さらに皆さんの誤解のないような形の、綿密な形の条例規則等々の整備をする必要があるであろうというふうなことで、これを部内でやったんではということで、第三者の専門家による諮問、町のほうが原案をつくって、これを諮問委員会にかけると。諮問して委員会にかけると。諮問して委員会にかける。

そして、その答申を行って、それをいろんな財務規則等々の、やはり根本的な見直しをやっていこうというふうな考え方から、この第三者による委員会を立ち上げて、職員の原案をつくったものが、どういうふうに皆さん考えるかというふうな形から、そしてまたつけ加えるものがあるかどうか、そういうものを吟味しながら、誤解の起こらないような、財務会計にしたいとこのように考えて、今回は立ち上げるものでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 質問回数が限られているんで、ちょっとたくさん質問します。

まず1点目は、次の設置条例案のときにやるべきなんでしょうけど、もう今、私の質問に対して踏み込んだ答弁があったんで、ここで聞かせていただきます。

今、町長がおっしゃった調査は、大体いつ頃までにめどをつけて結論を出すのか。つまり町長は、既に次の町長選には出ないことを明言されておりますから、町長の任期中、規則ですから条例と異なって議会の議決は要らないわけではありますけれど、やはり議会に報告、相談はあるべきだと思いますので、町長の在任中に最後までやるつもりなら、残り3か月の12月までが事実上の期限、そうでなければ、やりかけの途中の仕事は、次の町長が引き継ぐことになるんで、これは重要なポイントなんで、町長の現時点でのお考え、ここまで提案しているんですから、そのゴール、いつまでにやるのかというめどを聞きたい。

それと、ここからが本題で、質問というより私の意見も入ってしまうんですが、私の質問に、やはり答えていない。調査の必要が、百条委員会で指摘されている問題のある事案に対して、まずその調査をする意思があるのかないのかをお尋ねしたんですが、全く触れなかった。

財務規則の改善、それだけの答弁でしたから、やはり、ここでも調査する意思は全くないとい

うふうに、私は聞き取りましたし、また今、我々が指摘している事態での町長の評価を聞きたいと言ったんですが、その評価も避けて、全くお答えにならなかつた。

もう、あえて言うんですけど、私が一般質問で、これは詐欺ですよって、犯罪行為ですよといふ指摘までして、普通こんなことはできません。犯罪の根拠がなくて、そんなことを私が言つていれば、もちろん責任を取る覚悟で言つてはいますが、名誉毀損とか町長御自身、あるいは関係者からの反論があつてしかるべきだと思っているのに、私のところには、誰も何も言つてくれないんです。「おまえ、何てこと言つてはいるんだ」って。「そんなことあるまい」とか。「とんでもない、おまえの言つてはいることは間違ひ」とか、一つもないんです。町長からもないんです。

ですから、私は反論すらできないほど、こちらの主張を町長は内心認めているんだと判断しているんです。それを前提に聞きます。

さらに財務規則に、私、問題ないと思っているんです。ほかの町の財務規則と、ほぼ同様の財務規則で、規則は細かく細かくすればするほど、事務が停滞して、むしろ職員を苦しめて、仕事がしにくくなるだけなんです。何のために財務規則を見直すのか、その理由すら説明がなかつたんで、全く理解できません。今、これ、意見になつちやうんで、質問させていただきます。

この費用を見て、後ほど上がつてくる第三者委員会設置の条例の内容も含まつてしまふんですが、弁護士さん等の学識経験者、町長の指名する者が5名程度ですか、その方に審議してもらうという感じで、そのための報酬として、ここに100万円弱、全てが報酬じやありませんけど、事務費等も入つてはいるでしようから、上がつてはいるんですけど、通常、詳細な規則の中身をつくれとお願いして、これぐらいの報酬で専門家がつくれるとは思えないなと思っていたら、今の町長の説明では、原案は、多分、企画財政課が中心になって、町長部局の職員がつくるんでしょう。そのついた原案を、最終チェックあるいはアドバイスを頂くような会議。ですから、現実は第三者委員会と言ひながら、職員が新しい規則を改善するってことが明らかになりました。

私、さつきも言ったとおり、財務規則そのものは何も悪くないから、改善の必要がない。町長は、よくおつしやるんです。百条委員会が職員に説明を求めたり、多量の資料を請求したりするから事務が滞つてはいると言うけれど、このただでさえ忙しい、これから予算の積み上げとか査定とか、予算案の作成が入る時期に、そんな余計な仕事を増やしたら、ますます職員が苦しんで、事務が滞るだけだと思うんです。この私の認識に間違ひがあれば、反論をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 予算に対する、これ、もう質問でございます。あの議案の質問は大分入つてはいるようでございますけれど、基本的には、私は百条委員会というのは、本当に重大な形の委員会だと思っております。

個々の結論が出れば、非常に重大な受け止め方をして、その後、基本的にはちゃんとした、私どもも職員による調査を行い、そして、これでちょっと職員の結論が出ない場合は、第三者委員会に結論を出すということで、今のところ、宗議員の言うような第三者委員会というのを考えていないと。最終結論を見ないと、中間報告だけでは分からぬというふうな形になっておるところでございます。

先ほどの質問で、いつまでやるかという。これは、もう早急に議決されれば取組を始めて、12月の議会ぐらいまでには、多分、収束をしておるというふうな、私は考えで、事務を進めていこうと、今、考えておるところでございまして、あの分は、あの議案の形になるんで、予算はそういう形で執行を、そのように考えておると。こういう形で、この委員会をお願いしていこうというふうな考え方でおるところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） これが最後の質問でございます。執行のスケジュールに関しては、明確にお答えいただいたんでよく分かりました。ただ、その他の答弁に関しては意味不明、あるいは質問に答えておられない。

いろんな事実誤認がある。私は、百条委員会が指摘していることを、調査のための第三者委員会を立ち上げてくれって、頭の中には考えていますけど、そういう発言、あるいは町長にお願いしたことはございませんし、現時点百条委員会で、そこまでの提案も出ている記憶がありません。それなのに、それは先回りして答える。

既に中間報告を、この本会議場で委員長がやって、あの内容だけでも極めて重大。最初は、私も百条委員会をやるほどのことか、数が多いだけじゃないかって気持ちはあったんですが、詳細に調査をすればするほど重大な内容が出てきたんで、これは百条委員会で取り組むべきで、なつかつできるだけ早く中間報告をすべきだっていう委員長の考えに、委員長の考えの下に中間報告して、あの内容を真摯に受け止めれば、今のような答弁はあり得ないはずです。

しかも、そういう町長の答弁を前提とすると、何のために財務規則を今になっていじるのか。ますます意味不明でございます。今、何のために財務規則をいじるのか、もう一度答えてください。今の話だと、百条委員会、関係ないようにしか聞こえないんですが。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当初も申したとおり、今の財務規則であれば、効果的な形でしか表していないということで、それをさらに細かく分別したり、そういう形で皆さんのが指摘もございます。ごもっともなところも、指摘もございますけれども、そういう形の中で、町民の皆さんのが理解を得るような規則に、私は持っていきたいというふうなことで、これを、この委員会を立ち上げた

という形になりますし、事務改善の形でこの委員会を立ち上げて、今後の事務を、この原案をつくるべくして委員会のほうから答申を受けて、そのとおりの規則改正等々を行いながら、また条例等々が必要とあれば条例もという形で、基本的には財務規則を中心とした諸法令の検討もやっていくと、このような考え方で、今回、これをもう近々にして、基本的には皆さんに理解が得られるような形の財務規則にしたいというのが、そうしないと、このような百条委員会を立ち上げられたいという形になりますし、そのところは受け止めながら、この規則改正等々をもくろんでいくというのが目的でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 自分たちのいろんな事務を棚に上げて、百条委員会を立ち上げられたと。こちらが悪いような言い方をされていますけど、しっかりとやれば、このような問題は起きていなかったということを、まず、発言をさせていただきます。

予算の関係です。町長は先ほどの答弁の中で、百条委員会の結論が出たら、第三者委員会を立ち上げてしっかりと調査をして対応していくというふうに言われていました。百条委員会、結果を見て、踏まえてと言っていましたよね、先ほど答弁で。

この案件に関しては、百条委員会の結論じゃなくて、中間報告の中でいろいろな指摘があつて変える。それなら、最初からしっかりと百条委員会の中間報告を踏まえて、この財務規則だけではなくて、全体の問題を解決すべきではないかなというふうに思っています。

なおかつ財務規則が、先ほど宗議員も言われましたが、財務規則が悪いんじゃないんです。その運用の仕方が悪い。やり方が悪いだけです。そもそも財務規則を変えるとかいう問題では、私はないんではないかなと。

しっかりと、町長、副町長をはじめ、上司の人たちが部下の人たちにしっかりと御指導していただければ、いろんな問題は発生しない。また、決裁の関係で印鑑を押すときに、決裁をするときにしっかりとチェックをして内容を精査をしてやれば、いろんな問題は起きないというふうに私は思っているんです。

今回、このような予算を上げて、しっかりと審議したいということで、悪いことではないと思います。かなりの金額で費用、委員の報酬だけで70万円ですか、かかりますけど、1日2万円の人を5人ほど呼んで10万円、それを7回ぐらい開くんでしょう。このぐらいのかなりの大きな金額をかけてやられるということなんで、しっかりとした中身が出来上がるものというふうに思いますが、その中で、一番下、役務費の中で、訴訟等の手数料とあるんですけど、このような審議をするのに、なぜ訴訟が必要なのかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野　満博君）　企画財政課、椎野でございます。訴訟等の費用ということで上げさせていただいているけども、こちらにつきましては第三者委員会の中に委員さん、弁護士等を入れる予定でございますが、仮にそれ以外の弁護士にも、ちょっと意見を聞いたほうがいい場合は、弁護士の相談費というところでやっておりますので、訴訟を起こすための費用というわけでございません。

節の関係で、こういった名称になっておりますけども、訴訟等というところは弁護士の相談費というところで、御説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（塩田　文男君）　ほかに。武道議員。

○議員（11番　武道　修司君）　この訴訟等の手数料というのは弁護士の相談料ということで、委員の中に弁護士がおられて、ほかの弁護士にもお話を聞いて、ほかの弁護士にお話を聞くときには3万3,000円というふうに、何か金額が、少しアンバランスなような気がするんです。

1回聞くのか2回聞くのか3回聞くのか分かりませんけど、委員の人たちには2万円、1回であれば2万円、2回であれば4万円で、3万3,000円という。なぜ、この3万3,000円という金額になるのか、その根拠を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塩田　文男君）　椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野　満博君）　企画財政課、椎野でございます。すみません。先に、ちょっと説明すればよかったですけども、弁護士の相談が1回につき5,500円という、ちょっと規定がございまして、その6回分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（塩田　文男君）　ほかに。武道議員。

○議員（11番　武道　修司君）　弁護士の相談で1回が五千何ぼって言いましたけど、大体30分から1時間が弁護士の相談料で五千幾らかです。それを6回分ということで、このような重大な問題を、まして弁護士の入った委員会で問題が起きた。内容をもっと聞きたいというときに、そのような時間、件数ですること自体が、私はアンバランスな、おかしな金額ではないかな。

逆に、ここが10万円とか20万円というのであれば、まだ分かるんですけど、何かちょっとアンバランスな金額になっているような気がしますが、町長、そこら辺はこのようなやり方で、委員のほうは70万円かけてやろうと。委員の中で、ちゃんと審議ができない、いろんな、まだ弁護士さんの方にもっと聞きたい、弁護士さんのおられる委員会で方向が出ないことを、再度、弁護士さんに聞かれるのであれば、この弁護士さん費用、相談費用、まして訴訟費用とか書いていますけど、弁護士費用はもっと、私は逆にお金かけないと、アンバランスな感じがするん

ですけど、町長、そこら辺はおかしくないですか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ほとんどこの項目は、私は使うつもりはないんですけど、事務局が相談したいということが出てきた場合は、顧問弁護士あたりに行って相談する場合もございましょうし、何人か顧問弁護士おりますんで、そういう形の中で事務局のほうが相談すると。

委員会自体が、私はする形はないんだと思いますけど、そういう考え方で予算の査定のときは、そういうふうな考え方で、私は認めていったところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかに。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ページが13ページ、一時借入金の利子の1,500万円ですが、先ほどの町長の説明ですと、小中一体型校の借入れに対しての利子ということですが、この1,500万円は、大体金額にして、幾らに対しての1,500万円なのかの説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 具体的な計算は分からぬけれど、基本的には工事請負金額の前渡金が4割払うという形、4割、請負金額の4割が前払金で払うという形になっておりますんで、それ相応分、前払金の相当額を、ちょっとまだ額が決まってないけれども、多分、目いっぱい要求してくる、もし議決されて契約が成立すれば、前払金は4割の請求が出てくるんではなかろうかなと、それを想定しているところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今回の入札が、1者応札がありまして、無事に入札が完了したと。この件に関しては、私はずっと反対をしてきました。全体の学校再編にするべきではないかと。今回は、もう賛成しようと思ったんです。やはり開校も令和9年、本当にタイトなスケジュールの中で、よくぞ手を挙げてくれたなという思いと、やはり学校の老朽化でありとか、そういうものを含めるとと思っていましたが、これ、一般財源から1,500万円を繰入れするじゃないですか。ということは、本来であればこういうものをきっちと予算として確保して、こういう事業っていうのは向かうべきだと思うんです。これ、やはり皆さんに負担かけるわけですから、1,500万円です。太い金額だと思います。

今後、4割の前渡金ですか、前払いをして、それからまた中間があって、最後完了というような形になった場合に、またこういう一時借入金の利子が発生するのかどうかをお尋ねします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一時借入金という、国から補助金とか、それから地方債、借りたところ

からの3月、早ければ3月も来るけれども、大体3月以降、4月に来るのが通例でございますし、その間の借入れをしなければ、現金の持ち合わせがないという形で、財政運営に非常に困り、金融の歳計現金だけではできないという状況もございますので、これはもうやむを得ない措置ということで、当初、借入れ、たしか何億円だったかな、20億円やったか、一時借入れ……。ちょっと、課長のほうから答弁させます。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。一時借入金につきましては、契約金額が約57億円というところで、4割相当が22億円ということになります。

この分を全額先に請求するか、請求の時期については今後の業者の相談ということになりますけども、そこで22億円を借りまして、年利が3%で、こちらのほうは、今、プライムレートの利率が1.3から2.3ぐらいになっておりますけども、そこを最大限、ちょっと金融機関が幾らで借りるか、貸してくれるかちょっと分かりませんので、最大限3%と見込んで、あと、貸付け期日につきましては、約3か月を見込んで、その関係で1,500万円。こちらも最大額でございますので、資金運用があれば期間も短くなる。また、利率も金融機関が安く貸していただければ、この分が縮減できるというふうな感じになっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この1,500万円を一時借入金をしないと、前渡金、払えないということですよね。やっぱり、金融機関に借りるわけですからということの、何回も言いますけど、一つ大きな事業なりをするのには、やはり、きっちとしたそういう予算の裏づけとか、そういうものを全てきっちとしてからやるべきであって、建てることが第一優先ではありません。

やはり、常に教育長にも言いますよ。やっぱり中身をしっかりと吟味しながら、二本立てでいかないと、建てたはいいけどというような話にもなりかねませんので、ちょっと退任するかもしれません、ここはやはり、しっかりと、今後の箱物にはできないんでしょうけども、事業する上での、きっちとした、まず財源を確保するというのは第一前提だと思いますので、その辺りはしっかりと職員にも、ちゃんと植え付けてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（塩田 文男君） ほかに。田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 町長が財務規則を改善する、第三者委員会を12月に早急に対応する。その考えに至った経緯をちょっと。なぜ、この第三者委員会を立ち上げることになったかを、ちょっとお聞きします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は百条委員会のほうの指摘があるというふうな考え方でございます。そして、これを分かりやすく、やはり皆さんに財務規則を、もう少し綿密な分かりやすいものにするために、そして権威ある第三者の方々に参画をしてもらうと、そういうことがやっぱり住民にとって、一番いい方法ではなかろうかなと思って、この第三者委員会を立ち上げてやっていくという考えに至ったところでございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 何か百条委員会が立ち上がって、何か問題があるから、その結果を、待つか待たないのか分からないんですが、改善していこうという気持ちは分かるんですが、ただ私も百条委員会の委員ですが、私が内容を全部述べて、職員の方々も、ほとんどの方が、多分内容を把握しております。

そして、この百条委員会じゃなくて、冷静に考えたら、その第三者委員会を立ち上げる前に、多分、しなきやいけないことが一つあると思うんです。

それが何かと言いますと、例えば町長の耳に、町民の方から、この職員とか、いろいろなうわさが耳に入りますよね。入ったときに、町長は、多分その当事者の職員に、多分聞き取りはすると思うんですけど、今回のこの私たち百条委員会のメンバーが、一般質問で内容まで具体的に説明しているんです。その件に関して、その名前が出た職員に対して、聞き取り調査なりは、今、多分できると思うんです。

それを行っての、この第三者委員会をつくるのか、何も聞かなく、私たち、その百条委員会から一般質問でしたから建前でつくるのか、今しなきやいけないことが多分あると思うんですけど、それはしたんですか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 次の議案とも関わるんですけど、基本的には事情聴取もやり、そして報告書では求めていますけど、基本的には報告書という形で求めております。

そして、あとそういう報告に基づいて内部改善できるものがあれば、それぞれの内部の中で委員会は、またこれを立ち上げて、内部委員会と外部委員会ということで、外部は権威ある方々に来ていただくという形で、それを完全なものにしながら、今後の事務改善が職員にとってもスムーズに行くように、それと、あと住民の皆さんにとっても、非常に分かりやすくするためにというのが、今回の私は目的で、この第三者委員会を立ち上げるということで、先ほども申したけど、基本的には百条委員会の調査に対して、それをもう一回調査すると、そういうものではございません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） もう一回お聞きしますが、今できることを、町長、しなくてどうするんですか。だから町長も、これは多分やばいっていうのを気づいているから、私が町長だったら呼んで聞きます。それをなぜしないか。皆さん、課長たち、みんな分かっているんです。私もエレベーターに上ってくるときに、職員にも聞きました。聞いたら、もう分かっていますって。

ただし、この庁舎内でその件に関してしゃべることは、多分、皆さん知っているんよ。だから、町長も知り得たんやから、ただ建前の第三者委員会を立ち上げるのかなというふうに、私、思ったので、だから、その前にその職員、この庁舎におるんです。おるのに、何で聞かないかよ。

そうでしょう。町長が歩いて回って、昨日も町長、1階の住民生活課のところに遅くまで歩いて、私が5時過ぎやったかな、帰るときに、町長、ずっとこうやって歩いていたんやから、歩いていけば、その職員に会えるんです。何でそれをしないか。一番先にそれをすれば、第三者委員会もつくらなくていいと思うんです。

これ、その建前でつくるような、何かこういうふうに、私、取っているんやけど、することをしてからするべきと思います。

だから、それを明日でも今日でも、いつでも構いませんが、即急に対応するべき。それを何でできないか。今後するのか、しないのか。文書で回答を求めるとかそうじゃなくて、直接呼んだらいいやないですか、長やから。何でそれをしないのか。これを聞いて終わります。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは、適宜にやる方法もございますし、全部、私がまた調査するわけにはいきませんので、皆さんの百条委員会の調査を待ってから、私は本来なら、今やつて、職員にそういう負担を強いれるようなことをしたら業務は麻痺しますし、基本的には、もう皆さんの調査が権威ある調査でございますんで、そこを私は期待して、この分を私が聞くに、まだ及ばずというところになっておるということでございますんで、そういう話をすること自体は、私は、今、予算の話をしておるわけでございまして、ちょっと今、答え、どうして呼ばんのかという形じゃなくて、必要においては、私は職員には意見を求めたりやりますけど、今のところは、まだそういう時期ではないと、私は考えているところでございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第116号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第116号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩を行います。再開は13時10分からといたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き、午後からの会議を開催いたします。

日程第44、議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に統いて、提案理由の説明を求める。鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月19日。築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第117号は、築上町財務規則等検討委員会設置条例の制定でございます。

本条例案は、築上町財務規則及び関係する法令等の見直しを審議し、そして町長の諮問に対して答申を受けるための委員会設置条例でございます。そういう形の中で基本的には、当委員会、百条委員会で疑義があるという形に対してのものも当然審議はしていただきますし、そしてなお、この目的の一番大事なのが職員が仕事をよりやりやすく、そしてあと、議会をはじめ住民の皆さんの理解を得やすいようにするためのさらに綿密な形での法規の整備をするという形で、委員会を設置して、有識者という形の中で意見を頂きながらきちんとした形で財務規則を中心とした財務の規則を取りそろえるという形で設置をするものでございます。よろしく御審議のほど、御採択（聴取不能）申し上げます。

あと条例の中身、今日は本会議一本でございますので、課長のほうから条例の中身をちょっと説明をさせます。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。委員会条例の中身について、

若干説明させていただきます。

本条例案は、町長の諮問に応じて、財務規則等の見直しについて必要な審議を行うため、委員会条例を制定するものでございます。

第1条、第2条は、設置について、先ほどの内容を規定しております。

第3条、第4条では、組織として委員を5人以内とし、弁護士、学識経験者、その他の者の中から町長が委嘱するとし、委員長及び副委員長を互選することとしております。

第5条では、会議の開催に関することについて定めており、議事は出席委員の過半数をもって可決し、会議は原則公開することとしております。

第6条について、報酬及び費用弁償について定めており、委員は委員会に出席した場合、日額2万円を支給して、その委員の交通費分について費用弁償を支給することとしております。

その他、委員会の庶務は、企画財政課で処理し、この条例の定めのないものについては、委員長が委員会に諮って別に定めるとしております。

説明は以上でございます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） この委員会設置条例に関連する予算が、先ほど審議可決された補正予算案に関連予算が計上されておりましたから、予算の意義をただすところで、もうかなりこの条例そのものに対する質疑応答もあったかと思っております。先ほどの質疑応答と今の最新の町長の答弁がまた食い違うんで、あえてお尋ねします。

最新の答弁が最新のお考えなんだろうから、先ほどとは昼食を挟んでお考えが変わったんだと思います。午前中の答弁では、百条委員会の疑義の指摘に関しては、ほとんどこの第三者委員会は関係のないような御説明だったんですが、今、提案理由の中で明確に百条委員会で疑義があると指摘を受けたことについても審議していただくなつむりであると明確な答弁があったので、少し安心しました。ただ、これ先ほどの答弁でも、スケジュールがかなりタイトで、条例可決後直ちに組織、この委員会を立ち上げて、12月ぐらいまでにはもう大方結論を出すようなスケジュールの説明でございましたから、私は百条委員会の副委員長ですが、今の百条委員会の私の個人的見込みをお話しすると、町長が繰り返し指摘する百条委員会の最終報告も我々は12月議会あたりを目指そうと思っているわけで、中間報告以上の正式な報告は、隨時報告しますよ、いろんな形で、ただし百条委員会としての報告は9月議会冒頭の中間報告、次は12月議会を目指しての最終報告になろうかと思うんですよ。現状の百条委員会の指摘に基づいて町長が諮問するしかないとと思っているんです。ですから今ある指摘、今ある町長が持っている情報を基に第三者委員会に町長が諮問するしかないとと思っているんですよ。この条例の立てつけを見ますと、第三者委員会はあくまで町長の諮問に対して審議を行うわけですから、諮問されていないことに関しては、

あくまで原則ですけど審議しないわけですから、そこまで発言されたんなら、もう今こういう内容で百条委員会のその疑義に関しては諮問を行おうと思うということを具体的に答弁してくださると助かるんですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと勘違いしているかなと思う。私は常にこの委員会については、百条委員会の指摘した財務規則の疑義というところで、百条委員会なりの、それを考える委員会ではございません。とにかく法令をもうちょっと分かりやすくやっていこうというふうな形で考えております。そして基本的には、あとは意見を具申していただくという形。とにかく百条委員会の形で随契がおかしいというふうなことでもうちょっとさらに詳しくやっていくとか、いろんな今の私どもの財務規則の中を吟味しながら、そしてそれに基づくあと規定とかいろいろございますが、そういうものについて私が答申をするという形になろうと思います。というのは、原案をつくってというのは、職員が原案をつくりますので、これも百条委員会の疑義がないような形で、今は疑義があるという形で審議をしていただいているので、疑義が出ないような形の財務規則に持つていこうと。そして職員も仕事をやりやすく、そして住民の皆さんのが理解がしやすいと、こういう一つの財務の決まりをつくつていこうかというのが目的でございまして、今、宗議員が言われたように、百条委員会の結論を吟味するという委員会ではございません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 見解の相違があったようなので、お尋ねしてよかったです。ただ、町長の言葉不足ですね。百条委員会の疑義というところを、私は言葉そのままに受け取ったんですが、今改めてただすと、百条委員会が指摘した財務規則の疑問点のようなことの意味合いであったようですから、我々の指摘した不適正あるいは不正な契約そのものには踏み込まないつもりであるという答弁だと受け取りました。

そしたら町長の今の答弁、百条委員会が指摘した財務規則に対する疑義というより不備かもしれません。不備について、実はそんなことほとんど話題になっていないんです。規則が悪いとか、規則がまずいとか、話題にはなっていないんですが、副委員長の個人的見解にはなりますが、我々が思っている財務規則の不備に関して、私の個人的見解を申し上げます。財務規則に契約上、どこが大きな問題があるか。一番大きな問題は、日付の書いていない書類を作成したり業者から受け取って、後から都合のいい日付を書いているとか、そもそも口頭発注、口頭決裁と言っていますけど、書類を作らずに業者選定をしたり、金額を決めたり、契約したりして、工事が全て完了した後で書類を作るのはいかがなものか。現場の担当者が知っている密接な協力関係のある2者を選んで、その2者に見積り依頼をして見積り合わせ、これ事実上の入札ですけど、そういう

うことをするのはいかがなものかとそういう指摘はしています。これは財務規則には書いていませんよね。日付の入っていない書類をもらっては駄目だとか、日付が入っていない書類に後から職員が日付を書いては駄目だとか、文書で契約する前に工事を行っては駄目だとか、そんなことは一切書いていないですよね。そういうところは財務規則に、あるいはほかの法令にも極めて逸脱していると思うので、きっと私の考えでは、町長は、もう小学生がいないで言いますけど、小学生にすら注意しなくていいような、うそをついてはいけないとか、書類をごまかしちゃいけないとか、日付の入っていない書類をもらっちゃいけないとか、契約書の文書とかを取り交わさずに契約してはいけないとか、職員がきっと財務規則が難しくてそういうことをしてはいけないと理解できなかつたんだろうと親心でそういうことを書こうとしているとしか思えないんです。ここまで皮肉でございます。

では戻ります。町長の先ほどの答弁だと、財務規則に問題があると。一番の問題は、町民にとって分かりにくいくことであると。百条委員会が指摘しているような疑義は、財務規則を分かりやすく改善して、町民に財務規則を分かりやすく説明すれば問題は解決する、誤解は解けるみたいな説明だったんですよ。私はそう受け取っております。ここにおける同僚議員の多くの方もそう思っているんじゃないですか。財務規則はそもそも町民が直接見るような規則ではなくて、だから条例ではないんです。我々に議決権もない。役場の中の事務がスムーズに適正に進むように町長の権限で定める規則ですから、住民は原則触ることも見ることもない。法律に基づいて適正に事務が行われるように内部で定めればいい規則だから、そもそも原則町民が読んだり、町民に説明したりするものでは私はないと思っているんです。だからあえて聞きます。財務規則を町民にも分かりやすく改正して、町民に財務規則を分かりやすく説明したら、我々百条委員会が指摘している疑義のどのようなもの、今多くの町民がユーチューブを見てくれていますから、多くの町民が思っている疑義が晴れるんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今質問があった件です。これは今から内部の職員によってまず案づくりをやって、この案づくりが正しいものか、適正なものかという形を審議していただこうということで、私がこの案ができたら答申をいたします。だからほかの案件もまだ答申ができる可能性もありますけれど、そのところは今考えておるのは、財務規則等々の案件を職員が先ほど申したように仕事がしやすく、そしてその仕事の内容が住民に対して分かりやすくなるような形のものをちゃんと位置づけをしていこうと、このような形で今回の委員会を設置しながら、皆さんの了解を取るような形でやっていこうと、こういうのが私の方針でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 最後の質問をいたします。通常このような条例、条例そのもの、

あるいは条例の提案で一番大事なのは、新たに提案する理由、この条例をつくる目的です。この条例そのものにほとんど目的がうたっていないんです。目的ということで、独立した条文があつてもいいぐらいなんだけど、第1条にいきなり設置。普通は意義とか、趣旨とか、目的を書いてからそのために設置するという立てつけになるはずなんだけど、いきなり設置。つまり設置すること自体がまるで目的かのような条例で、じゃあ理由や目的に関連するところを一生懸命読み取ろうとすると、第1条の中に「財務規則等を見直すため」、これしかない。1枚戻って、議案書の提案理由の中にも「財務規則等を見直しする審議会」と書いているだけで、見直しとかしか書いていないんですよ。見直しの内容は具体的には何か。それ以上に、そもそも見直す必要性や目的を書かない条例なんか要は意味がない。やったふり、お金をかけてやるだけ無駄と私は判断するんですが、町長の立場に立って考えれば、目的はなかった、あるいは書けなかったと私は理解しているので、ここで尋ねると、いろんな理由や目的らしきことをおっしゃっているので、これは正式な議事録に残る答弁ですから、町長の今おっしゃったことが理由や目的だというふうに理解して構いませんね。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、私が理由を申した、これがやっぱり設置するという意味合いでございますので、その意味合いでこの目的を持っておるという形になりますし、そのように私は考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 今、宗議員から目的の話をしていただきました。行政の皆さんも、この法律、国の法律もあるし、特に町の法律、条例、規則、要綱、いろいろあると思うんです。例えばハラスマント条例、政治倫理条例、政務活動費に関する条例、いろいろ条例があるんですけどね。町もいろんな条例が当然皆さん読まれていると思うんです。第1条、一番最初に何が必要か。この条文をつくるときに何が必要か。全て基本的には、まず目的ないし趣旨がないといけないんです。なぜこの法律をつくるのか。何のためにこれをつくるのか。町長は今、目的はというふうに言われたんですけどね。目的じゃないんですよ、町長。今町長が言われたのは、目的じゃなくて提案理由なんです。見直すためということなんです。なぜ見直すのか。どのような形で住民の人たちに理解をしてもらうのか。この財務規則を変えることによってこの町がどうなるのかということが何もないんですよ。先ほど町長が発言の中で、職員が仕事がしやすいようにと、住民の皆さんに分かるようにというふうに言われたと思うんですね。そのことが何も書いていないんです。条例というものは法律ですから、目的がしっかりして住民の皆さんに理解してもらえる、そういうものが条例だらうと思う。私は今のこの状況からいくと、目的のない条例と

いうのは、これ条例としては認められるものなのかどうなのか。第1条に、条文は何でもそうですが、私も元農協マンなので農協法とかもそうですけど、第1条に目的があるんです。この法律はって。そういうものがない。どの法律もそうです。最初が目的なんです。一番重要なことを書くんです。くどいような話を今しましたけど、今の私の見解に対して、町長または総務課長、何かあれば説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 答弁、ないですか。休憩しようか。新川町長。

○町長（新川 久三君） 目的は、もうさっさと提案理由で言うたし、宗議員の質問のときにたしか言ったと思います。そういう形で書く場合もありますし、書かない場合も私はあると思いますので、とにかくこの設置条例を規定等を見直すためという形がこれが目的になろうかと思いますので、設置の中にやっぱり目的も入っておると、このような形で解釈していただいたら私はいいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 町長は、提案理由が目的というふうに言われるんですけど、財務規則等検討委員会設置条例で見直すため、なぜ見直すのか、何のために見直すのか、そういうことは住民の皆さんに教えなくていいということなんですかね。予算百何十万円も使ってやるのに、目的もはっきりしない。住民の皆さんに分かりやすく言った割には、そういうふうな目的も示さない条文にするというのは、私はいかがなものかなと。私なら第1条に目的書きますよ。今まで議会のハラスメント条例にしろ、政治倫理条例にしろ、全部第1条に目的を書いて、住民の皆さんに理解をしてもらう。その上で条文の中身をつくってやっていく。通常、条例というものはそういうものだろうと思う。さっき私が説明したから、多分そういうふうなことを言ったからという、そういう話で条例はつくるものでは私はないというふうに思うんですけどね。総務課長の見解を教えてください。

○議長（塩田 文男君） 鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治ございます。御質問の件については、目的を入れていないということでございますが、基本的にこれは委員会の設置条例ということで、まず最初に設置ということで見出しを作つて、条例案を作つてあるということで、その設置の目的は、先ほど町長が答弁しましたとおり、財務規則等を見直すということが目的であるということで、ここにうたつてあるということでこの条例案をつくつてあるところでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 何か水かけ論みたいな話になって、そういうふうな考え方でや

っているということなんでしょう。ただ、例えばこれ新たに財務規則を今からつくる。今から財務規則ないものを新たにつくって、財務規則がないから検討委員会をつくって、新たな財務規則をつくるというのであれば分かるんです。でも既に財務規則はあるんです。それで運用しているんです。皆さんそれで業務をされているわけですよね。今回はその見直しをするために検討委員会を設置するということなんですね。そうしたら見直すため、何のためにということがこの条文の中にはないと、私は意味がない。スタートが設置から入る。提案理由から入る。次にまた提案理由を見直して、それも町長が。提案理由、提案理由みたいな。これは条例としては、私はまだ未完成の条例ではないかなというふうに思うんですが、これは本当に完成をした完璧な条例ですか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 完璧か完璧じゃないかというのはそれぞれの判断によると思う。私はこの条例で意は通ると思っておりますし、目的も設置の中にちゃんと書いておると。何とかのためというのはこれ目的でございますし、それはそれでそれぞれの考えるところでございます。そういうことで、私は皆さん議員さんが一人一人考えていただければいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにありますか。吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 多分、目的が設置なんですよ。だから1番で分かりやすいと僕は思うんですけど、それでよくないですか、別にそんな提案理由とかをくっつけなくて、設置することが目的で上がっているので、1番が目的なら、設置が目的ですよ。内容も、百条委員会とは関係ないよ、食い違いだよという、二転三転するのでもう何かわけ分からんんですけども、これつくって、町民の方たちは今まで以上に何が分かるのがこれ目的なんですか。分かる人教えてください。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いろいろ議論をされておる状況があるんで、もう少し職員が仕事をしやすく、これも目的。それから町民の皆さんも、ちゃんとした形で仕事をやっているかなというのを確かめるための一つのその目的のために、この設置委員会を設置しながら完全な法令に仕上げていくと。これがちゃんと目的でございまして、それが今回の目指す委員会設置の条例でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 今町長が法令に仕上げていくという、これもう今条例案で出て

いるので、これ完璧じゃないといけないと思うんですけれども、仕上げてから出したほうがよくないですか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは設置をするだけで、あの財務規則等を仕上げるという意味で言った。

○議員（13番 吉元 健人君） 最後、いいですか。

○議長（塩田 文男君） はい。

○議員（13番 吉元 健人君） 要はだから設置をするだけが目的でいいんですよね、解釈が、最初から僕そう聞いているんですけど。目的は設置をするだけの第三者委員会に100万円以上のお金を使うということで理解していいんですね。

○議長（塩田 文男君） もうその目的つくったらどうなの。言い訳みたいに。ちょっと不備があったみたいなもんやない。違う。新川町長。

○町長（新川 久三君） 我々これで皆さんの意は介せるという形で提案している。第1条の中に、先ほど吉元議員も言われたように、目的は入っておるということです。そういう形で意を介していただければいいと思います。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） いいですか。それでは質疑を終わります。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 今、目的がない条例を出されています。ここで私は、せっかく町長が今から第三者委員会を立ち上げて頑張ってやろうというのを否決もしたくもないし、やめてもらいたくもない。前向きに頑張っていただきたい。そういう意味から、条例をしっかりとつくっていただきたいということで、やはり目的をしっかり記入してやるべきだろうという観点から、修正動議の提出をしたいと思いますので、ここで一旦、議長、休憩をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） ただいま武道議員から修正動議が出ました。

ここで一旦休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時50分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま修正動議の修正案が配られました。

ここで先ほどの動議について、提出者、武道修司議員、賛成者、吉元健人議員、ここで動議の

成立を認めます。

それでは、武道修司議員。

○議員（11番 武道 修司君） まず、表のほうから朗読させていただきます。

議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例案に対する修正動議ということで、上記修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び築上町議会会議則第17条の規定により提出をいたします。

令和7年9月19日。築上町議会議長塩田文男様。提出者、築上町議會議員武道修司。賛成者、築上町議會議員吉元健人。

内容について説明をさせていただきます。

議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例案に対する修正案ということで、築上町財務規則等検討委員会設置条例案を次のように修正をするということで、先ほどお話ししたように、目的がしっかりとしていない。先ほど休憩時間にお話もしましたけど、委員会条例とかそういうので目的もないでというのもありました。ただそれは、大本のいろんなものがあって、それから委員会を設置するとか、いろんな兼ね合いがある中でのことです。これは新たにつくって新たにやるということで、しっかりとやっぱり目的、何のために、百数十万円のお金をかけて何のためにやるのかということをしっかりと目的に書かないといけない。ということで、第1条に目的を入れていただきたいということで修正をさせていただきたい。

ちょっと第1条を読みます。これすごい難しい言葉で、入れる意味がないかあるか分かりませんけど、これはしっかりと目的としてやらないといけないということで、第1条、この条例は法律及び条例等に違反することなく、適正な事務処理に取り組むため、現状の課題・問題を調査し、調査結果を踏まえ審議し、地方自治法（以下、法という）第150条第2項の規定に基づき、築上町における事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備することを目的とする。これは地方自治法第150条の中に、市町村長がというところでの規定を採用しております。これは当たり前の話を当たり前に書いています。ただ単に審議をするだけじゃなくて、調査もしないで審議はできないので、調査をしっかりとやって審議をする。その調査はもちろん事務局がということになるんだろうと思うんです。それを踏まえて審議をしてもらうということをしっかりと目的の中に入れとかないと意味がないんじゃないかということで、住民の皆さんに分かりやすい財務規則をつくりたいという町長の意向を踏まえて、あえて私のほうから修正の動議を出させてもらっています。

第1条を追加して、第1条を第2条に、第2条を第3条に、第3条は、委員会は町長の諮問に応じて財務規則等の見直しについて必要な調査及び審議を行うに変更。第3条を第4条に、第4条を第5条に、第5条を第6条に、第6条を第7条に、第7条を第8条に、第8条を第9条に、

附則の2の条文中の第5条を第6条に変更するということで、修正の動議を提案させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これについて質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） この修正動議について、討論を行います。反対の意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

ただいま出されました議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例案に対する修正案に対し、反対はありません。この修正案に対し、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例案に対する修正案は可決されました。

それでは、元に戻ります。

日程第44、議案第117号築上町財務規則等検討委員会設置条例の制定についての討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第117号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第117号は、修正された案を含め、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は修正案を含め原案のとおり可決されました。よろしいですかね。

それでは次に行きます。

日程第45、議案第118号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第118号工事請負契約の締結について、椎野地区小中一体型整備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和7年9月19日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第118号は工事請負契約の締結でございます。

椎田地区の小中一体型校整備工事について、次のように工事請負契約を締結するものとすると  
いうことで、工事箇所は、本町の大字高塚地内、工事概要は、椎田地区小中一体型整備工事とい  
う形の中で、さきのこれは公募型の一般競争入札という形で募集をして、第1回募集しましたけ  
れど、応募がなかったと。第2回もこれは応募がなかったと。3回目に若干額を修正して公募を  
したところ、応募があったという形の中で、この応募の中で指名審査委員会の中で適格者かどう  
かという形で審査をして、適格者という私に諮問があつて、今現在、57億4,640万円で仮  
契約をしておるところです。工事請負人は、川口・大同特定建設工事共同企業体ということで、  
代表のほうが川口建設で、北九州市小倉北区堺町1丁目9番6号、株式会社川口建設とい  
うことで、代表取締役が川口博史という社長でございます。

それから、構成員として、北九州市小倉北区重住3町目10番15号、大同建設株式会社、代  
表取締役山本憲一郎氏です。

そういう形の中で、本当に懸案だったのがようやく仮契約までこぎ着けておるところでござい  
ます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 本来であればこの議案、我々厚生文教常任委員会の所管で、丁寧  
に審議するんなら委員会付託をすべきところではあります、ただでさえ遅れている契約を遅ら  
せるわけにはいかないので、本日即決には賛成でございます。

それで、委員会付託で丁寧にいろんなことを聞けるのが一番いいんですが、実は先日の厚生文  
教常任委員会で、既にこの議案が提出されることは予想されておりましたから、その他とい  
うことで厚生文教委員会でいろいろ質問をさせていただきました。厚生文教常任委員会の内容を御存  
じない方、また、今日の本会議のユーチューブしか見ない町民の方もいらっしゃると思いますの  
で、厚生文教委員会のその他での質疑と重なろうかとは思いますが、3点ほど質問させてください。

1点目、委員会でも皆さん心配していたのが、既に3か月程度ぐらいは本来の工期から遅れて  
いるということで、工期の心配、間に合うのかということを心配している方が多かったんですが、  
委員会での担当者の説明によれば、確かに当初の工期よりは短くなつたが、建設省が何かが定め  
るんですかね、標準的な工期から見ればまだ大丈夫だという説明で、工期が遅れる間に合わない  
ということは、よほどの不測の事態、万が一のとき以外は考えてはいない。ですから大丈夫だと

私も思っているんですが、その方が一の不測の事態が起きたときの影響についての質問がございました。当然、学校の移転を予定していますから、そのスケジュールが狂って、子どもたち、親御さん、地域の方に迷惑がかかるかもしれません、一番心配されたのはお金のことなんですね。これ起債、借金をしたり、たしか過疎債でしたか、あと文部科学省及び、防音のサッシとかありますから、防衛省から補助金をもらっていると。遅れるとその辺の補助金を頂くのに支障が出たりして、追加の負担が発生する心配はないですかということに関しては、担当者だったか町長だったか正確に覚えていませんけど、万が一のことがあっても、そうなりそうなときは交渉して何とかなると。つまり追加の一般財源からの繰入れ等の補助金がもらえない、起債ができない、だから余計に財政負担が生じるということはないという説明を頂いたので、もう一遍その確認をしたいと思って質問しました。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、宗議員がおっしゃったとおりでございます。100%昨日のことを見て聞いていただいて、ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） 町長、昨日のことだけど、言葉にしつかんでいい。（発言する者あり）いいですか。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） ちょっといつもの町長の答弁より短いのでペースが狂って、次の質問を忘れてしまいました。3つ聞こうと思ったんですが、ちょっと思い出したほうを先に言います。

これは最後に聞こうと思ったんですが、実は私がどこかで見たり説明を聞いたりしたのを忘れていたんだろうと思うんですが、昨日の質疑の中で、この学校はコミュニティー併設一体型、つまり中央公民館みたいな機能があるわけです。ホールとかもありますし。それは分かっていたんですが、この学校の完成後は、既存の浜宮にある中央公民館は廃止の方針予定みたいな答弁があったんですよ。私それ、中央公民館は既に廃止の予定方針が決まっているのは知らなかつたんで、その確認です。もうそういう方針ということで間違いないんですよね。

○議長（塩田 文男君） 種子生涯学習課長。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子でございます。昨日の委員会のときにも私が答弁したと思っております。私がこの4月から生涯学習課のほうを拝命いたしまして、その時点でそういった方針は出ているというふうに聞いておりますし、また、公民館運営審議会のほうでも、今年度だけじゃなく昨年度からそういう方針は協議していただいていると確認しております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 議長、ちょっと3つ目の質問を思い出せんから、ほかに質問ない

か聞いて。

○議長（塩田 文男君） 分かりました。ほかにないですか。他に質疑。よろしいですか。では宗議員、思い出してください。（発言する者あり）工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 思い出すまでにちょっと時間を。

先ほど宗議員も言いましたし、私も一般質問の中で、本当工期間に合うのかということで、これを見ると3月19日が言わば工期の最後になっているんですね。そうなると、その短い間に引っ越し等もしなければいけない。ということになると、この期間は休みかもしれないけど、通常1か月ぐらいの余裕を持った工期で引っ越し等々というのがあると思うんですが、そのあたりの学校との今すり合わせ等は行っているのかどうかお伺いします。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室の樽本でございます。最終的なすり合わせ、もちろん事業を行うこと自体については何度も説明を行っておりますが、今現在出ている工期での詳細な、いついつから引っ越しを始めるとかいう詳細な打合せは、まだ契約が成立前でございますので、できておりません。ただし引っ越し等につきましては、この庁舎の件もあるんすけれども、なるべく業者さんのはうにできた部分から協力をお願いして、なるべく開校等に支障がないような形で今後工事は調整しながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 例を出すと、豊前市が中部高校の跡地に7月ぐらいにやっと決まって、話を聞くと、それでも本当にいっぱいいっぱいだったと。うちの場合は小中一体型校で、ましてや学校もある中でそれを併用しながら、授業もしながら造っていくとなると、本当工期は相当厳しいと思うんですよ。万が一は言いたくないですけど、万が一間に合わなかった場合、制服、標準服ですかね、小学校は標準服か、との関係とかそういうものも、ひょっとすれば買ったはいいけど、特に中学2年生から3年生に上がる子たちが買ったときに、それができなくなったら場合無駄になるわけですよね。そんな話というのは、間に合わないという前提ではしていないと思いますが、他の市町村、豊前市に限っては非常に条件のいい跡地に建てるのでも精いっぱいな工期だろうという話を聞いたので、うちの場合はまだまだ条件がそこに比べたら非常に困難な面もあるので、建屋も大きいと思うんですよ。その中で本当にこの工期の設定で間に合うのか。制服等々の問題もありますし、そういうものをしっかり考えなければいけないと思うんですが、そのあたり担当課としてどう考えているのかをお願いします。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室の樽本でございます。制服の担当は当室で

はございませんが、結局、中学校 자체はそのまま現中学校が残りますので、中学校の制服については、仮にですけども、工事にもちろん絶対はございませんので、遅れたりすることが生じた場合でも現中学校はそのまま残りますので、制服については特に問題はないのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。工藤議員の御質問の制服の件でございますが、これは今、保護者等を中心とした実行委員会を立ち上げまして、そちらで検討いたしまして、これは椎田中学校、そして築城中学校が同様の形の制服を同じ形で進めていくということでお話がいっておりますので、直接この建設の時期に影響を受けるということはないというふうに考えております。

○議長（塩田 文男君） いいですか。ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 工藤議員、ありがとうございます。思い出しました。3つ目、最後の質問です。附属の議案資料の中に、この第118号関連資料ということで、図面の後に9ページということで、入札の公告の文書の写しが添付されているんです。これは委員会でもお尋ねしたんですが、これは委員会でお尋ねしたことよりもちょっと踏み込んだことをお尋ねします。

工事概要のところに、太字で下に線を引いて強調して分かるようになっているところがあります。そこを読み上げます。「賃金または物価等に一定以上の変動があった場合は、築上町工事請負契約約款に基づき協議を行うものとする」、これ入札に業者さんが来やすいように2回目か3回目からここに書いてあるそうです。ただ、ここにも書いてあるとおり、もともと築上町の契約書、契約約款に書いてあることで、ここに書いていなくてももともと定まっていた条項。これ難しいことを書いていますけど、要は契約時点、契約して引渡しまでの間に材料費や資材費や人件費等の値上がりが認められる場合は、協議に応じると。つまり協議の結果、場合によっては追加の支払いをしますという条項で、詳しくは知らないんですけど、適正な価格、また業界の労働者等の保護のために国土交通省あたりもこういうことはずっと啓発して、契約後に大きな価格の変動があった場合は適正な価格を公共事業の場合は払ってくださいという啓発をしているのを私何度も見たがあるので、正常な正当な範囲だとは思うんですが、ただ、うちの町では今までこういうことが実行された事例は多分ないんじゃないかなと思っていますし、そもそもここ一、二年、毎月のように物の値段が上がっていくという異常な中で、だからあえてここに書いてあると思うんです。

余談なんですが、先月、私の息子が転勤に伴って引っ越したら、畳の表替えの費用が昨年に比べて相当上がっているので、私びっくりしました。それも毎月のように畳屋さんが上がっている

んよって、私はつまりアパートオーナーだから、そっちプロだから、しばらく発注しない間に上がっていたんでびっくりしたんです。ですから聞きたいのは、予測がつかないんだと思うんです。今後の物価上昇等のペースも分からないし、また、そういうことがあった場合、協議を申し込まれた場合にどういう基準、どういう根拠で幾らぐらい追加の支払いが生じるのかって全く分からないとは思うんですけど、仮にそういうことがあった場合、これは払うべき金額で正当なことですけど、追加の費用負担が発生するわけですよ。樽本室長、例えば目安で1億円とかはいかないですよとか、何かざくっと、そういうことが生じた場合に、ほかの事例とか、うちのこの契約規模とかで、例えばここ1年ぐらいの物価上昇を見ればほとんどないとか、過去1年ぐらいの物価上昇を見ても多少は想定されて、数千万円とか、少しだけでも分かるようなことがあれば教えていただけだと安心するので、ちょっと難しい質問かと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室、樽本でございます。なかなか物品によりまして、値段の上げ下げも違っておりますので、仮になんですけど、図書館で例にいたしますと、1年で10%は最低でも上昇したのではなかろうかと考えております。もちろんこの先あと18か月の間にというところは分からぬところもあるんですけども、かなりの物価上昇は発生しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） どうぞ。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 図書館の例で具体的にありがとうございます。そうすると、10%上昇したのも一部のものかもしれんし、全体の平均かちょっと分からぬんですけどね。10%上昇しても10%の追加の支払いが生じるわけではないんですけど、仮に3%とか5%の追加支払いが発生したと。全く根拠のない仮定ですけど、5%でもこれ総額幾らでしたっけ、見れば分かるけど、1億円は超えるのか。そういう可能性は排除できないってことですかね。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室、樽本でございます。そういう部分も予想はいたしまして、本案件につきまして債務負担行為を昨年度設定させていただいております。そうした上昇も加味いたしまして、工事費ベースでいきますと63億8,000万円の債務負担行為を設定しておりますので、当課といたしましてはその範囲内で収まっていただければ一番よろしいかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（7番 宗 裕君） 十分でございます。ありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 聞く思いは別になかったんですが、私心配しているのが、工期の問題は別に多少遅れても問題が……、お答えならいいんですが、1回目の入札から何か月か遅れているんですよね。その中で予算も厳しいということも聞いております。そして、この予算が厳しいというのは私たちも把握しているんで、その中で私が聞きたいのが、作業の時間と、週休2日制なのか、月8日制なのか。そして工事車両が大型関係が多分出入りすると思うんですが、この今の附属資料を見たら、裏門からの工事車両の出入りになるのかなとは思います。その点で裏門から出たときに、道路がそんなに広くないというか、都会に比べたら狭い。その中でよく工事で見るのが、大型車両が小中一貫のその現場から離れたところにばあっと止まることが予想されると思うんですよね。そこら辺の対処は業者の方に行っているのか。一番大事なのは、その時間ですよ、5時まででぴたっと終わるのか。そこら辺が、金額は安い、工期がないから、例えば突貫工事をされてもちょっと困るので、そういう説明をしているのかを聞きたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室の樽本でございます。基本的には最初の募集のときに、週休2日等につきましては、土日は作業をしないでくれ、また現場説明の中でございますが、5時までというような現場説明の様式の中には記載をしていたかと考えております。ただし、先ほどもおっしゃられましたが、学校ですので、夏休みとか冬休みとか、そうした部分もあろうかと思いますし、今後業者さんと直接話をしていく中で、工期も大変厳しいものがございますので、そこら辺、可能なところについてはお互いに協議して、なるべく早くに完成できるような形で努力はしていきたいと思っております。

また、車両につきましても、今年度、裏門とは別に表門側にはなるんですけども、ちょうど坂を下った箇所に町有地を、三角地のところの田んぼなんですけれども、こちらどうしても工事を始めますと、その今ある学校の駐車場等も不足が生じてきますし、安全面の対策等もございますし、資材置場等も必要になってきますので、そこを今年度先行取得しておりますので、その利用も含めて、児童生徒に安全対策が保てるような形でお互い業者さんと協議を進めながら、適切な工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 豊前の中小一貫校が正直、土曜日とか工事しているんですよ。その中で、一応地元の了解が得られれば多分工事しても構わないけど、だから事前に工期がこれ以上遅れることのないように、皆さんほかの議員も多分工期をちょっと心配しているんですよね。だから多少の分に関してはしようがないと思うんですが、地元に説明会なりしていただけたらなと思います。

それと、これいつぐらいから工事かかる予定ですか。それだけ1点答えたら、もういいです。

○議長（塩田 文男君） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（樽本 知也君） 教育施設整備室、樽本でございます。正直まだ議決を頂いておりませんので、業者の方と、支店長さんとはもちろん仮契約に来たときに名刺交換等は行っておりますが、具体的な工事のスケジュールについてはまだ一切協議は行っておりません。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第118号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第118号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第118号は原案のとおり可決されました。

日程第46、意見書案第2号医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改訂及び緊急財政支援措置を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。桑野事務局長。

○事務局長（桑野 智君） **意見書案第2号医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改訂及び緊急財政支援措置を求める意見書の提出について、標記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。**

令和7年9月19日。提出者、築上町議会議員池亀豊。賛成者、築上町議会議員江本守。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） それでは池亀議員、説明を願います。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 説明というか、提案理由ですけど、いいですか。

○議長（塩田 文男君） はい。

○議員（14番 池亀 豊君） 提案理由を述べます。

7月9日に開かれた全国知事会と医療関連団体の意見交換会で、日本医師会の松本会長は、「首尾一貫していることは、平時・有事のいずれにおいても強靭な医療提供体制を構築していく

「ということであった」と述べ、本年3月12日に、日本医師会6病院団体と賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入等を求める合同声明を公表したことを紹介しながら、こうした医療界を挙げた取組が大きな力となり、骨太の方針2025では、賃金物価対応分を加算するという足し算の論理となり、年末の予算編成における診療報酬の改訂に期待できる書きぶりになったことを強調。全国知事会の平井鳥取県知事は「医療を守ることは命を守ることであり、国民を守ることでもある。国に対して団結して訴えていくことが重要であり、ぜひ力を合わせて頑張っていきたい」と主張しました。この医師会、知事会の訴えに応え、地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のため、診療報酬の期中改訂及び緊急財政支援措置を行うよう、関係機関に意見書を提出するものです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 意見書案に対して質問をさせていただきます。

診療報酬の改訂をということで意見書の中にはあります。当然これ、診療報酬の改訂をやることによって、保険料の金額が上がる。病院のほうにある程度の支払いをするために診療報酬を上げる。診療報酬が上がれば、結果的にどこに反映するのかというと、国民健康保険税ないし社会保険のほうの保険料に反映してくるということになるのかなと。病院と医療機関の維持とかも当然大切です。住民の人たちの負担が多くなるというのも、これもどうなのかという部分で、難しい判断になるんじゃないかなと。どちらも本当は助ければ一番いいし、国の負担がもっと多くなってくるともっといいのかもしれないんですけど、そこで質問です。今回の意見書案で、ある程度病院、医療機関を守るために住民負担、国民健康保険税を払っている方、社会保険を払っている方の、診療報酬が上がることによって保険料が若干上がる可能性があるけど、それはもう致し方ない。この部分はある程度負担を考えてでも医療機関を守らないといけないんだという観点からの意見書という理解でよろしいでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） この診療報酬を上げると自治体の病院、いわゆる医療費の負担分が増えます、その分。それから今質問の中にもあったように、医療にかかる方の医療費の負担も増えます。これはこの意見書の目的にもあるように、物価の上昇に適切に対応できる仕組みをつくっていく、この診療報酬の改訂は病院の経営を物価の上昇に適切に対応できる仕組みですね。それからそれに伴って医療にかかる方の診療の医療費が増加する、これは医療にかかる方の賃金がこの物価上昇に今追いついていない。賃金がずっと実質賃金が減少している今のこの社会の仕組みを変えていかないと私は思っています。それから年金は、今物価の上昇と比べて年金が目減りする仕組みが法律でつくられています。その法律をやめて年金は物価上昇に応じて

伸びていく。今、日本は、諸外国の年金積立金ですけど、諸外国は一、二か月分ぐらいの年金の積立金ですが、日本は何十年分という年金積立金をため込んでいます。こういうものを活用して、物価に対してどんどん減っていく年金の仕組みを変えていく。それから市町村自治体が払う医療の負担分、これも物価上昇に応じた分を自治体が対応できるように、以前、築上町の町議会が全員賛成して意見書を出した、国が国保税の負担分を以前は国が2分の1を負担していたのを今は減らされている、それを改善してほしいという意見書を提出しました。そういうみんなの力で病院も守る、住民も守る、自治体も守る、そういう運動を先ほど全国知事会の平井鳥取県知事が言わされた、国に対して団結して訴えていく、それを私は病院を守る、命を守る、そのためにやっていくべきだと考えます。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） すみません。今のお話を総合的に考えると、当然病院も守らないといけない、地域住民も守らないといけない。病院を守るために診療報酬を改訂して、個人の負担は若干上がるかもしれないけど、その分の経済対策とか、いろんな支援とか、場合によっては国保とか社会保険に対して国いろいろな支援を入れて、なるべく国民の負担を上げないようにしながら診療報酬を改訂して、なおかつそれで病院も守っていこうというふうな意見書ということで御理解していいんですかね。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 大体おっしゃるとおりです。今回この意見書を出すに当たって全員協議会で説明しましたときに、いろいろ意見が出て、私そのときはちゃんと答えられなくて、今回この意見書を出すに当たって、苅田の健和会という病院が京築の全病院に要請書というのを出していまして、それに対して行橋市は二十何個の病院が署名をして送り返しているんですけど、築上町は一つも送り返していなかったので、それをみんなから聞かれまして、そのときに賛成議員の江本議員から病院の先生のお話も聞いたほうがいいんじゃないかというお話を聞きまして、それから私初めて苅田の健和病院にその要請書をもらいに行ったんです。そしたら、その要請書自体が昨年の12月の要請書で、それも福岡県の服部知事に対して、意見書を出せ、それから補助金等の財政支援を行えとかいう要請書になっていまして、それは築上町の小さい病院がこんな意見書を服部知事に出せんよねち僕思ったんです。それで江本議員から紹介してもらった病院に行きました、先生に、病院が反対なんやったらこの意見書はもう取り下げようかなと思っていたんですけど、先生がおっしゃるのは、私たちは自治体に従う立場だから、こういう意見書というのはちょっとなかなか出せないと。医師会のほうに言ってほしいということで言わされたので、私は帰って、先ほど読み上げた全国知事会と医師会のをインターネットで調べたら、私たちの健和会が出した要請は昨年の12月で、今はもう全然そのときとは状況が違っていて、全国知事会も、

病院団体、医師会も合同して今病院は危機なんだという声明を出していらっしゃる状況で、そこまでもう進んでいるんだなと。それで私は病院の院長さんに意見書を見せまして、この意見書は別に反対ではないですかって聞いたら、これに反対したらうちの病院は潰れるからっておっしゃいました。こんな大きな病院でも潰れるのかと私は思いまして、やっぱりこの意見書は出してよかったですなと思っています。

ぜひ御賛同をお願いします。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 賛成の立場から、私は医業類似行為の業を営んでおる一人として、また、私も血圧とかいろいろもうもう病気を持っておりますので、一本町の住民として、この医療費のことについて意見を申させていただきます。

全国病院連合会というのは、日赤病院を中心とした大手の病院、あるいは個人の医院を含めて、とにかく国の財源で何とか医療費を上げてほしい。ちょうど今年が5年に1回の見直しのときでありまして、行政は国が決めたことに逆らうことはできませんけども、私たち利用者は訴えてもいいんじゃないかと。そういう観点から、やっと私たちのいわゆる予防医学の分野についても、疾病が起こっては医療財政が苦しくなる。医療費を上げても従業員たちの給料を上げるために相当の苦労が要るということで、実際数年前から倍の倍の倍というより当初の5倍以上の病院・医院が、辞めた職員が確保できない、次の穴埋めができないということで潰れているのが実態です。このようなことがあって、本町においても医院が潰れたらどうなるのかなと。大きな病院こそないけども、通常かかっている。それから住民の一人として、やっぱり大きく2つ問題があると思います。かかる住民側にとっていい医者というのは、自分の体に感じる苦痛を100%以上訴えて、湿布はたくさんもらう、それから必要でない薬も余分なお薬をもらう、薬を多く出してくれる医者がいい医者であると。これが一つの問題ということと、もう一つは、スマホなんかで、いわゆる基本台帳に基づいてこれから手続が始まるんですが、病院のほうで処方箋を頂き、夜7時、8時、もう閉院した頃に突発した熱、しかしそこに薬局に行ったところで薬剤師が在駐している薬局は少なくて、指定管理者という店長がそういう役割で、何種類かのお薬を紹介してくれるけども判断はあくまでも個人ですと。自分の体のことやけ個人が当然考えて判断するんでしょうけども、自分の考えで薬を選択するというのは、これは非常に危険なことなんですね。ただ、診療時間中に仕事柄行けないという方にとっては、都合のいい面もあるんですが、こういう点も考え

て、患者としてできるだけ必要でないお薬はもらわないような努力をするということが、まず1点あると思います。それから今言ったように、夜間診療については先ほど言ったようなことで、こういう観点から、今回、健和会が中心に、299名の行橋病院の中だけでも賛成者が集まって署名してくれたと。健和会と新行橋は、市に所属するところだけ調べていて、町の分は調査されていなかつたんですね。それで全国知事会に、福岡県は服部誠太郎知事のほうに医療費の削減はやめてほしい、住民の健康を守ってほしいと、そういう観点から意見書を服部県知事に宛てるという内容のものになりますので、どうぞ皆さん、全員が賛成して可決してほしいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。反対討論のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 賛成討論のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから意見書案第2号について、採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。意見書案第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に参ります。

次は、特定業者の随意契約に関する内容になっております。今回、調査経費、調査権限の変更についての決議を行います。随意契約調査特別委員会の設置時同様、3名の議員に除斥をしていただことになります。1番、江本議員、2番、今富議員、3番、田村議員。

○議員（2番 江本 守君） 議長、ちょっとその前に提案いいですか。

提案というか、実はこの百条委員会の設置は、僕は個人的には最初から反対なんです。私が外された原因是、長男が職員である。しかし現業であり、随意権を持った職員ではありません。現業職です。それから今富議員については、もう3年も4年も5年もたっているような、随意契約をしたという課長経験者ちゅうことで、まず外された。それから田村紘貴議員については、繁永さんの剣道の弟子であり、従業員だと。従業員といつても、不定期のアルバイトの関係で、剣道の弟子であるというかわいさから、議会に差し支えないときはアルバイトさせてほしいというその要請に基づいて、エス・ティ・産業の繁永さんの優しさから雇用しているので、これを外されるという理由はないのと、それから当日の朝いきなり、あなたたちはこの議決から外れてもらうと、百条委員会設置に向けてはこういうことやけと。地方自治法第117条のことを全く勉強し

ていなかったんで、すぐその日のうちに私調べました。国の行政係というか、そういったところにも相談した結果、百条がメンバーの中で立ち上がって、それを知らずとはいえ、もう立ち上がった以上は従うしかない。したがって、それから町長の意向で、非公開で秘密裏にされていた委員会が全て公開しろと。そういうことで、それからは何度か私も百条委員会を傍聴させてもらいましたけども、聞くに苦しいことばかりで、私は基本的には反対。そしていわゆる第117条の特に選挙管理法というか、選管のほうの感覚では白黒とつけにくい、非常にグレーのゾーンのところで、逆にこういうことが、私もまた同じように退席というような意見を求められたときに、私なりに退席する必要はないんじゃないとも思うけども、これはどう思うかねと言ったら、それはそのとおりですというふうにアドバイスを受けたので、私は退席するつもりはないんですが、いかがですか。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 江本議員のおっしゃるのも、もっともな点があるとは思うんですが、これ法令に明確な定義があるわけではない。結局、誰が判断するか。法令に基づいて、我々築上町議会が自律的に判断するしかないんです。その判断が間違えていることももちろんあります。ただ、これは議長が一人で決めることでもないし、関係した江本議員からの申出でそれを受ける受けないとかで決めるものでもないので、そういうことであれば、議会の意思、ちょっとそこは正確には分かりませんけど、最低全協でも開いて、みんなの意見を聞いて、多数決を探るかどうかまではちょっと私も判断を迷うところ、こういう場合の議会の意思の決め方については判断を迷うところですけど、もう3か月の前の6月定例会で議論の過程はうろ覚えなんんですけど、一応全協で協議して決まで採らなかったけど、決は採ったような記憶はないんだけど、最終的には議長がそういうことで了解を求めるみたいな形で、議長の一存で決めたという意味ではないです、異議がないみたいな感じで、多数の議員の賛同を得てこう決まったと私は認識しているんですよ。ただ今回、そういう江本さんからの意見の申出があれば、簡単には決められないことなので、ちょっと時間をかけるしかない。つまり議長一人でも江本さんの判断でもなくして、我々議員全体会がどう判断するかということですから。（「この場で判断したらいいいやない。俺たちが外れる必要がないという判断だから、私は」と呼ぶ者あり）いや、ですからそれに関して、ちょっと正式な手續分かりませんけど、討論して、私の個人的意見ですけど、いよいよもめたらどういう判断をするかって、決を採って過半数で決めるしかないのかもしれないし。すぐには決まらんでしょう。

○議長（塩田 文男君） 分かりました。前回、除斥については議運で決定をいたしました。議運で決定して、今回も同じ案件の内容でありますので、その議運の意向の下で3名を除斥と言いましたが、今、江本議員からもありましたので、一旦休憩としたいと思います。

午後 2 時48分休憩

午後 3 時22分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

議会運営委員会委員長、武道議員より説明を行います。武道委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） すみません。ちょっと資料を確認をしていましたんで時間がかかるって申し訳ございません。

前回 6 月の議会のときに全員協議会で説明をさせてもらいましたけど、再度、細かく説明をさせていただきます。

除斥についてです。地方自治法第 117 条、普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または事故もしくは、これらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件について、その議事に参与することができない。ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し発言をすることができるということで、あくまでも「ただし」が大前提です。

先ほどからお話があった、まず江本議員においては、江本議員の息子さんが清掃センターで勤務しております、清掃センターの調査を今、百条委員会でしています。

先日、説明員として出席をしていただいておりますが、内容について、修理関係で疑義があるという部分がまだありますので、証人喚問で呼ばれる可能性もあるということで、直接、利害関係のある対象者ということで、その父親である江本議員は除斥にすべきということで、前回の全員協議会でも説明をさせていただいております。

また、今富議員におかれましては、今富議員は平成 28 年、29 年までそうですかね。当時、役場の産業課長で、産業課として、産業課長じゃなかったですかね。役場の職員ということで、随意契約に関する可能性のある契約があるのではないかという疑義がありましたので、除斥をお願いをしたというような状況です。

それと、田村議員については、当時というか、令和 5 年までエス・ティ・産業に勤務をされていましたということで、今、エス・ティ・産業の代表取締役ないし社員の方に証人喚問で出席をしていただいております。

なおかつ、これから先、まだ細かい調査を今進めていますが、証人喚問で、またほかの社員の方、もしくはその関係のある方々を調査というか、証人ないし参考人または説明員として出席をしていただく可能性もあるということで、直接、利害関係があるのではないかというおそれがありましたんで、前回そういう形で除斥をお願いをしたということをしております。

規定にというか、その正規の手続でいきますと、今言う説明で、議長が除斥すべきものと認め

た場合は、必ず退場させなければならない。もし、除斥に該当するかどうか認定しがたいときは、議長が会議に諮って決定することになります。ただし、議会運営委員会で議長に説明をし、議長も除斥をすべきということで判断をしていただいておりますんで、議長が除斥すべきと認めた場合は、必ず退場させなければならないという規定になっています。

ただし、もう一つあります。議場の半数以上の方が除斥をする必要がないというふうに認めた場合は、また、そこで議長が皆さんに諮って除斥をするかしないかということを決めるということで、前回の全員協議会においても、全員の方が、その異議があるという声がありませんでしたんで、6月議会のときに除斥という対応をさせていただいていますんで、6月議会で除斥をしている方を今回除斥をしないというのはおかしな流れになろうかと思いますので、今回も同じように議長の判断で除斥をお願いをしたいということで、先ほど議会運営委員会で決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） それで、先ほど私が発言したように、前回同様、除斥の対象という形でしました。今回も同じ内容の随意契約の案件でもありますので、そのままそれが適用するという形でありましたけれども、先ほど江本議員からの発言がありましたので、今改めて今議運の委員長に説明をいただきました。

中間報告で今調査し継続中です。そして、今の内容を含め、私は今回3名の議員には除斥をしていただきたいと思っております。鞘野議員。

○議員（3番 鞘野 希昭君） 今、第117条の中のただし書きがありました。ただし書きの中には、議員の半数以上が除斥に反対であれば除斥しなくていいと、そういうただし書きもあるんですから、ここで1回決採ったらどうでしょうか。それが一番すっきりすると思うんですけど。

以上です。

○議長（塩田 文男君） はい。（発言する者あり）吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） すみません。これ立って言うんですよね。

「ただし」があるんですけども、今、「ただし」の内容が分かったのと、議長及び前回に、これもうしっかり話し合って、法令に引っかかっているおそれというか、引っかかっているので当たり前のことだとは思うんですけども、という反対意見です。

○議長（塩田 文男君） 賛成意見があるんですか。これ賛成、反対やないもんね。

○議員（13番 吉元 健人君） 半数以上おるならするしかない。

○議員（7番 宗 裕君） 議長、今、鞘野議員から決を採ってはどうかという動議があつたというふうに私は認識していて、まず、その動議が成立するかどうかは、これが1人で動議を出して成立するものなのか、それとも、ほら、（聴取不能）かなにかで、もう一人賛成がおれば動

議として成立するのか、まずはそこだと思うので、そこ解釈分からんのですけど、決を採ってほしいという動議だったと思うんで、動議が成立すればどうなるの、まず決を採るかどうかをみんなに聞いて。（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） いや、今、鞘野さん言われたのは、まだ動議の確定はしておりませんけれども、その前に僕もう一応宣言したんですよ、退出を願いますと。田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 6月議会のときに、今、議運の委員長が述べたことを一応配慮をして多分議長が除斥、そこは多分配慮をして、そのときに、今、議運の委員長が言ったようなことをはつきり全協では一応申したんですが、ただ、公の場で皆さんに多分公開できなかつた。議長が配慮して、今の議運の退席の理由を多分言わなかつたんですよ。

今回、議場はもう議長の権限になりますので、だから議長が6月時点で配慮したことを十分理解していただいて、この条例の第117条ですかね、その分の「ただし」という文言はあるんですが、ただ、議場に関しては議運の委員長と議長に、私たちは一任しているということなので、だから、配慮した時点を理解してもらえたらしいんじやないかなと思うんですが、議長も正直困っている。だから、そこはちょっと十分理解してもらつたらどうですか。

6月の時点では、はつきり申していなかつた。今回、やっと除斥理由を今述べたんですね。そういうことです。（「議長、厳しいけど、その分判断していくしかないね」「ちょっと自由討議みたいになつちやつてるけど、私、決採るなら決採るという方法だけじゃないと思っているけど。それをやつたらやつたで（聴取不能）というふうになるから」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） ちょっと待って、一旦休憩します。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、会議を再開します。

私は、3名の除斥は今回の中間報告に対して除斥するべきと思っているんですよ。除斥したほうがある意味正しいと思っております。それで、先ほど除斥を願いますと言いました。それで今、鞘野さんの動議もありましたんで、動議はまだ成立しておりませんが、まず議運の委員長が言われたように3名の議員の意見を聞きたいと思います。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） これ私、さつき述べたんやけどね、異議申立てをする意味を言つたつもり。それで、前回の経緯から言つたら、まず立ち上げありきやつたちゅうことで、議長、鞘野議員が気づいて意見を述べたときに、あんたが断ち切つたんよ。あんたは、もうそれは時間切れやけ駄目って断ち切つた、その経緯がある。

今日はきっちり、いや断ち切つたよ。（「正式に終わっているやん」と呼ぶ者あり）だからそ

のとき終わっているけん、もう今言っても駄目という判断やった。今日はしっかりと動議の意見を言ってくれたんで、当然私は賛成します。 (発言する者あり)

○議長 (塩田 文男君) それじゃ、田村議員。ないですか。 (発言する者あり)

○議員 (6番 田村 紘貴君) でも、議長がそう言つたら述べないといけないんでしょう。でも、そんなことに、ずっと時間かけるのもったいない。自分でいいですか。そういうんならそれに従うしかない、出ます。

○議長 (塩田 文男君) 今富さん。

○議員 (1番 今富 義昭君) 内容的に6月の関連と、今回の関連については、その内容が別ではないかと思うんですけど、それが関連のあるものだということで、議運ないし議長のほうで判断されるのであれば出るしかないと思います。 (「江本議員の後は、もうなかつたですね。議事録 (聴取不能) かどうかだけ。半数以上 (聴取不能) やつたら」 「(聴取不能) やつたですね」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩田 文男君) 決採りますか、もう。 (「決を採る前に間違ってないね」と呼ぶ者あり) 田村議員、入るように言うて。ほかに退席者いませんか。よろしいですか。 (「丸山さん、退席って」 「多分、鞘野さん、これ通らんけ、退席しょうか」と呼ぶ者あり)

早く決断してください。時間も (聴取不能)。 (「ここから退席したら、議会は成立しますか」と呼ぶ者あり) ぎりぎり。 (発言する者あり) これどうなるの、これ。 (「このままでは、会議は成立しないから。しかも会議は本日までだから、こういう状態が続けば日付の変更とともに自然流会してしまう。だって、定数満たしていないから何の決定もできない、会期の延長も」と呼ぶ者あり) 一旦休憩するか。

それでは、一旦休憩いたします。

午後 3 時39分休憩

午後 3 時59分再開

○議長 (塩田 文男君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第47、発議第3号特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査経費と調査権限の変更についての決議についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。桑野事務局長。

○事務局長 (桑野 智君) 発議第3号特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査経費と調査権限の変更についての決議。

標記の決議を別紙のとおり、築上町議会会議規則、平成18年築上町議会規則第1号（第14条の第1項及び第2項）の規定により提出する。

令和7年9月19日。特定事業者との随意契約に関する調査特別委員会委員長武道修司、副委員長宗裕。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） それでは、吉元議員、提案理由の説明を願います。

失礼しました。武道議員でした。失礼します。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） それでは、特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査経費と調査権限の変更についての決議の提案です。

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の調査は、6月に設置してから引き続き調査を行っています。

当初、月に二、三回、多くて週1回としても4回程度かなということでしたんですが、お盆とかそういうのがあって10回程度がということでやっていましたが、既にもう18回の調査特別委員会を開催をしております。

先日から町長、副町長からも、早い段階で議事録を早く出してほしい。場合によってはユーチューブなり住民の人たちにも早く知ってもらいたいということで、町長からの申出もありまして、かなり急いで作業を進めています。

今回の内容については、まず当初決議で100万円以内というふうにしていましたが、議事録が既に18回の議事録を作成するのにかなりの金額を超えて、あとユーチューブの編集等も含めて100万円を超える可能性が出てきたなということで、上限を200万円でも足りるのかなというところがありますけど、また、再度、この議決をしないといけないということを考えると、取りあえず300万円以内ということです。

予算措置については、事務局と執行部のほうでいろいろとお話をさせていただいて、特に議事録の公開ですから、議会の公開の原則、また町長、副町長からの依頼もあって、早めに議事録の作成をしたいというところから、そのような形で100万円の金額を200万円増額し、300万円以内というふうにしたいということがまず1点です。

それと、調査権限の関係です。地方自治法第98条の第2項、議決の中には第1項が入って、いろいろな調査ができるようにはなっているのですが、資料の請求、できるようになっているんですが、第2項が監査委員請求の関係です。議会が、監査委員さんに対して監査委員請求ができるようになっています。

ただ、監査委員請求をするに当たっては、議会議決ということが必要になってきますんで、その監査委員請求についても、第98条の第2項を百条委員会のほうに委任をしていただきたいということで今回の提案となっています。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 質疑を行う前に皆さんに報告いたします。

先ほど3名の除斥を行いました。退席者もおり、少数、過半数を割っております。そこで、築上町議会会議規則第13条、出席の催告、ちょっと読み上げます。

「法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員、または議員の住所に文書または口頭を持って行う」となっております。

先ほど、退席された議員に口頭にて確認をとりました。出席をされないということでしたので、この出席催告に基づいて議案を進めていきたいと思います。

まず、第113条を一応読みます。

「第113条、普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第117条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないとき、または、招集に応じても出席議員が定数を欠き、議長において出席を催告しても、なお半数に達しないとき、もしくは半数に達して、その後、半数に達しなくなったときは、この限りでない」ということを適用させていただきます。

よって、口頭した場所は、議会控室で行いましたので報告いたします。

それから、もう1件、先ほど、鞘野議員が、僕はちょっと「動議」と聞こえたんですけど、確認したところ「異議あり」ということでしたので、「動議」ではありませんと本人からの確認を得ました。

それでは、会議を行います。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） それおかしいから聞かない。いや、だから聞けるかどうか、まず。

○議長（塩田 文男君） 質疑で、その俺に対して。

○議員（7番 宗 裕君） いや、つまり質問できるのかどうかの確認を求めてます。

○議長（塩田 文男君） 副委員長やからもう駄目ですね。

○議員（7番 宗 裕君） 分かりました。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） いろいろな議員さんが、今の除斥している方3名と退席している方。今、このような状況で議会が行われております。

その中で100万円の予算を計上していたんですね。

その点を一応記録として残すためにも、この予算300万円の内訳を細かく、大ざっぱでいいと思うんですが、それをもう一度お聞きしてよろしいですか。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 中間報告でも上げたように、中間報告の中に、既に、今40万円から60万円ぐらい、もう使っている状況です。

今、7回までの議事録が上がってきています。それから以降の分も上がってどんどんきています。ただ、支払いがまだです。その支払いを今からやっていくと100万円を超える可能性が出てくる。

今からある議事録に関しては、場合によってはストップをかけたり、ユーチューブに関しては、ユーチューブの発信ができないというおそれがありますんで、まずその増額をしていただきたいという枠を、まず100万円以内から300万円にということです。

あくまでも調査をした上での報告ですから、住民に対して、場合によっては町に対しての報告になりますので、これができないということになると、基本的にそのような問題を強制的に抑えられるような状況になるのかなというふうに思いますんで、ここはしっかりと皆さんに公表できるように、その予算を確保したいということです。

細かい予算措置に関しては、あくまでも総額での、上限での話になりますので、細かい予算措置に関しては、当然これは予算ですから、町長の執行権でやるということになりますんで、事務局のほうで町長ないし企画財政課長のほうと相談をしながら、細かい内訳をということになります。

多分、今の議事録だけで100万円を超えるんじゃないかなというふうなおそれがある。ユーチューブとかそういうものをしてると150万円、あとは証人喚問で出席をしていただいた方々の日当、それに交通費、それに、我々委員の日当も当然あります。

ただ、我々の議員の日当については、18回の特別委員会の開催に関しては、当然正式な会議で開いていますので、日当が発生していますが、それ以外にほぼ毎日のように事務打ち合わせをやっています。

これに関しては、事務打ち合わせに関しては、日当等発生しない事務打ち合わせということで、極力、町に負担がかからないように経費については抑えていきたいということで、今までそのようにやってきましたんで、これからもそのようにできればというふうに思っています。

ただし、議事録として正式に残さないといけない会議については、正式な回数として議事録の作成が必要になってきますんで、事務打ち合わせ、事務の関係、証人喚問とか説明員等いない場合においても、議事録をしっかりと作らないといけないというときは正式な回数として正式な会議を開きますが、それ以外は委員の皆さん、御理解をいただいて、事務打合わせということで費用弁償、日当等が発生しない部分で協議を進めていくて、町になるべく負担のかからないやり方をということでしていますんで、上限は300万円ですが、極力経費のかからないやり方をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

資料についても、外部に委託をすれば簡単にできる部分もあります。ただ、私もそうだし、ほかの委員さんも、夜の1時、2時、3時まで資料を作成をして、その上で事務処理を進めていく

ていますので、その点についても経費の節減をという前提でやっていますので、上限は300万円かもしれません、極力必要な部分だけ、特に議事録とかユーチューブの編集とか、そういう部分だけに抑えていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（塩田 文男君）ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君）長くなつて申し訳ない。ただ、重ね重ねの発言になるんですが、町民の皆さんにもこの場を借りて理解していただきたいんで、300万円必要だとか使うとかいう意味ではないんです。ほとんど経費はかからないで頑張ってやっています。

また、経費が一切ない、これ予算が切れても、我々としては予算ゼロでも結論が出るまで調査を続けなければいけない覚悟でやっています。

一番欲しいのは、速やかに議論の過程、調査の過程を町民に公開するためのぎじろくセンターに議事録おこしを依頼して議事録を作つて、それを速やかに公開したいんです。そのつもりでやっていますが、もう既に当初予算の100万円でそれがアップアップで、ですから増額をお願いしているのは、速やかに情報公開したいために増額をお願いしますということでお願いしているだけでございますので、もしも予算が使えなくなれば公開できなくとも調査は必ず最後までやり遂げますし、後回しになりますけど、みんなで頑張って自分たちで議事録でも作つて公開する覚悟でやつておりますんで、どうぞ、御理解と賛同をいただきたいのと、予算措置に関しては我々は執行権がないので、この辺を理解していただいて、この場を借りて町長にも予算措置をお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君）次に、反対意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）賛成意見ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）これで討論を終わります。

発議第3号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩をいたします。

午後4時16分休憩

午後4時20分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、会議を再開いたします。

**追加日程第1. 発議第4号**

**追加日程第2. 発議第5号**

○議長（塩田 文男君） 日程第4 8……（発言する者あり）宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） よく分からぬんで、間違えていたら教えてください。

ここで、動議をお願いしたいと思います。既に賛同議員2名いるんですけど、私が提案者として議案を2つほど追加させていただきたいと思っているんですが、どうしたらよろしいでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 今……

○議員（7番 宗 裕君） 一旦休憩をお願いできますか。

○議長（塩田 文男君） 動議を確定しようか。（発言する者あり）何。

○議員（7番 宗 裕君） どこまでしゃべればいい。（「動議の提出をしたいので、一旦休憩してください」と呼ぶ者あり）文書配付の準備ね、もう事務局へは行ってるんですね。印刷して配っていただける。

○議長（塩田 文男君） 一旦休憩して。

○議員（7番 宗 裕君） 議案なんで、文書の配付が必要なんで。

○議長（塩田 文男君） 分かりました。

○議員（7番 宗 裕君） 押させてください。

○議長（塩田 文男君） それでは、一旦休憩して文書の配付を行います。しばらくお待ちください。

午後4時22分休憩

午後4時40分再開

○議長（塩田 文男君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

先ほどの宗議員の動議の件について、宗議員、再度どうぞ。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） ここまで遅くなっていて大変恐縮なんですが、発議2つ。

○議長（塩田 文男君） 1つずつお願ひします。

○議員（7番 宗 裕君） では、まず発議4号、私が提出者として、賛成議員として吉元議員と田原議員の賛同をいただいておりますので、どう言えばいいんですかね、これ。もう読み上げればいいんですか。

○議長（塩田 文男君） はい、どうぞ。

○議員（7番 宗 裕君） では、読み上げます。

発議第4号虚偽公文書の作成及び詐欺に対する告発について、標記議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則（平成18年築上町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年9月19日。提出者、築上町議会議員宗裕、賛成者、築上町議会議員吉元健人、賛成者、築上町議会議員田原宗憲。築上町議会議長塩田文男様。

理由、築上町議会として刑事告発しなければならない事案が発生したため、本件の告発を行うものである。

別紙の議案本体に行きます。

虚偽公文書作成及び詐欺に対する告発について。

- 1、告発人、築上町議会議長塩田文男。
- 2、被告発人、築上町役場産業課課長補佐下田大吾郎（以下「甲」という。）、株式会社エス・ティ・産業（以下「乙」という。）。
- 3、告発する事実、ここから少しゆっくり読みます。

①甲、つまり課長補佐が担当して、令和4年10月19日付で起案された有機液肥製造施設クローラー圧力ポンプ交換の契約案件（以下「本契約」という。）の受注業者は乙、つまりエス・ティ・産業であるが、契約内容とされている修繕業務は文書起案時点で既に別人の手により完了していた。

告発する事実の②甲、つまり課長補佐は、①の事実を認識しながら本契約に関わる一連の公文書を作成した。これらの文書は虚偽公文書に該当する。よって、刑法第156条の虚偽公文書作成に該当するとして告発する。

告発する事実の③乙、つまりエス・ティ・産業です、乙は、①の事実を認識しながら、本契約の相手となり、築上町より契約の対価17万500円を受領している。これは刑法第246条の詐欺に該当すると思料するので、告発する。

議案は以上ですが、提案理由の説明とかはいつやればいいんですかね。

○議長（塩田 文男君） 先ほどこの発議第4号提出者、宗裕議員、賛成者、吉元健人議員、賛成者、田原宗憲議員、ここで動議を認めます。

このまま発議第4号、議運を省略して、ここで進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。（発言する者あり）それでは、これを追加日程で入れてよろしいですか。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。それでは、発議第4号を追加日程に組み入れます。

今、提案理由の説明を受けましたので、これから質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） この3番告発する事実の1番、甲が担当して令和4年10月19日付で起案された有機液肥製造施設クローラー圧力ポンプ交換の契約案件（以下「本契約」という。）の受注業者は乙であるが、契約内容とされている修繕業務は文書の起案時点で既に別人の手により完了していたという事実が分かったのは、私の覚えている限りでは、第8回百条委員会で証人からそういう発言があったと覚えているんですけど、そうですか。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 正確に回数までは覚えていないですが、おっしゃるとおりだと思います。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 私はその第8回百条委員会に出席していて、その証言を聞いたんですが、まず第1に、あの第8回百条委員会は議事録を見ると、私が発言したことが池亀豊と書かれて、発言したように書かれているし、多分私の発言が私の名前で議事録に残っているということは、ほかの発言も違う方の発言が違う方の名前で書かれて議事録に載っているんじゃないかという疑いも持てますし、あの第8回百条委員会自体が私は百条委員会として成立しているのかという疑問を持ちます。これは私の疑問です。

それから、この受注契約内容とされている修繕業務は、文書の起案時点で既に別人の手により完了していたとなっていますけど、あのときそういう証言は確かにありましたけど、私はそれが事実なのかどうか分かりません。どうやってそれが分かったのでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 議事録、今の質問ですが、まず、議事録に多分池亀議員がおっしゃっているのは、自分が発言した記憶のない発言が自分の名前で記載されているというふうにおっしゃったと解釈しているんですが、その件に関しては、具体的にこの箇所のこれがというのはちょっと私も確認できないんでお答えのしようがないんですが、録音テープがあるんで、それが

間違いであつたら重要なことなんで、既に署名済みの議事録ではありますが、今申出があつたんで、私も委員会の副委員長として調査の上、もしも間違いがあればしかるべき対処をしたいと思いますが、やや残念なのは、百条委員会の正当性を疑うような発言が委員の1名から出てきたことは、誠に遺憾ではございますが、実は、もう池亀委員がそのようにおっしゃったんで、はつきり申し上げますが、池亀委員は慎重な方だと思うので、慎重に慎重に判断されていると思うんで、断言を避けている、現時点では。

つまり、分からぬ、これが事実かどうか分からぬという立場なんだと思います。確かにこの事実に反する乙の関係者、あるいは甲の方の発言もあつたんで、両方の発言が一致すればこれが事実ですねおしまいになりますが、私の心証では、池亀議員を除くほかの全ての委員は片方が偽証、で、私がここに書いた事実はほぼ事実であろうという、あくまで心証ですけどね、持っております。

ですから、私は事実としてここに書きました。また、そういういろんな曖昧なことが出ること自体がいろんな疑心暗鬼を呼んで、混乱の元になっているんで、ちょっとこれは提案理由をもっと詳しく説明しなきやいけないと思っていたんで、この場を借りて言いますけれども、これ私かなり悩んで、ぎりぎりまで悩んで、ここまで真剣になったことはないです。

これは出すべきだと決断したのは昨日でございますし、ほぼ半分徹夜して、吉元議員の知り合いの弁護士に無理を言って、夜中、早朝に1枚目の議事運営に関するところは、議会事務局や議運の委員長のアドバイスいただきましたけど、2枚目の告発内容、法律構成、書き方に関しては、弁護士のリーガルチェック、法的なチェックも受けております。

ただし、弁護士さんは証言を聞いたわけでもないし、資料を見たわけではありませんよ。ここに私が書いていることの構成に無理はないかというチェックを受けているだけですけど、ここに書いてある事実関係とか構成に関しては、提案者である私の責任で書いておりますから、間違つていれば極めて重大な責任を取る覚悟でありますし、その覚悟で書いております。

ただ、もう既に今日も議会がいろいろ混乱しました。百条委員会の予算増額の議決だけでしばらく空転する。町長には大変失礼だけど、意味のない、これはもう言いません。町長の答弁も、確信をつかない避けているような答弁が続いて、そのために町民は一体どれが事実だらうと。むしろ混乱を招いている、分断を招いている、疑心暗鬼になっているだけだと。

それと、町長がいつも言うように、百条委員会は捜査機関ではないんで限界があるんですよ。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員の質問。

○議員（7番 宗 裕君） ごめんなさい。池亀議員はあと何聞いたんだっけ。

○議長（塩田 文男君） これね、同じ委員のメンバーが言ったって俺たち知らんのよね、そんな言ったって。どっち信じていいか分からんのよね。池ちゃんよう聞いてないん。（「証人喚問

です」と呼ぶ者あり) いや、俺たち入ってないけ。委員同士が言われたって分からんのよ。

○議員（7番 宗 裕君） はい、分かりました。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 今の質問は後で反対討論するときに、この受注業者は乙であるが、契約内容とされている修繕業務は文書の起案時点で既に別人の手により完了していたという事実は、私は確信が持てないのでということが言いたかったので、今の質問をしました。それを言いたかっただけですので……

○議長（塩田 文男君） 自分の名前が何とかっち言いよったよ。自分の名前が出とる。

○議員（14番 池亀 豊君） ああ、それはそういうこともあったということを述べただけです。よろしいですか。今の答弁で結構です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） このような告発という事態になると私は思っていませんでしたが、長年、この町のために一生懸命働いてきた職員をこのように告発すべきなのか何なのか、僕は、なぜここで告発されなならんのかというのよく分かんないんですけども、ちょっとこれは行き過ぎじゃないかというような気もします。

どうなんでしょうね。やっぱり百条委員会の委員さんたちにとっては、もう最終的にはこうせんといかんと思ったのかもしれません、私はこのように本当に一生懸命頑張った職員は、ここまでする必要はないんじゃないかというふうに思います。

以上。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

それでは、討論を行います。

賛成意見のある方。（「反対」と呼ぶ者あり）

失礼しました。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 先ほどもうさきにも述べましたけど、この1の文書の起案時点で既に別人の手により完了していたということに、私はそれが事実であるということに確信が持てませんので、この発議第4号には反対します。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 先ほどの池亀議員からの反対討論、賛成討論で言います。

僕たちはここはすごく慎重に証拠、証言、何日もかけて事務打合せをしてまいりました。たまたまこれは前課長の起案書の中から、この起案書に判こを押した覚えがないという証言から、たまたま見つかった証言の中から生まってきた事件案件です。

こここの既に別人の手によりという完了していた、別人の人というのがもうずっと皆さんしゃべ

っているので、宗さんが、僕のおじさんである吉元一也さんと町長を会わせようとしている、もうこの実態のところはもう誰がどうとかじやなくて、事実確認をしていて推測じやなく、もう断定、僕はできるぐらいの内容があると思っているので、ここに堂々と載せていると思います。

百条委員会の中でゆっくりこれは話し合ってきた内容なので、今の対してには意見が違うのがおかしいなと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに反対意見のある方。信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 先ほども言いましたように、私、本当言うとあまり内容が分かっていないんですが、この2人、今第4号よね、まだ第5号もあるみたいでけども、この2人の職員を告発するというのはちょっと腑に落ちないというか、そこまでせないかんかという気持ちなんです。本当何十年も一生懸命働いた職員なんですよ。そのところは、今日聞いて、今日オーケー出せません。

以上。

○議長（塩田 文男君） 時間が迫ってまいりました。ここで時間延長を行います。御異議ないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） ほかに賛成意見のある方。田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 慎重にこの件に関しては、宗議員、吉元議員、3人、ほかの議員さんと審議しております。

その中で、先ほどの池亀議員も百条委員会にいらっしゃるんですが、その中で池亀議員は100%じゃないといけないというふうに、100%真実なのか間違っているのか。

だから、そういうあれじやなくて、もう私たち証人喚問で証拠を得ています。一般質問でも町長に細かく説明したんですが、なかなか受け入れてもらえない。この詐欺とかいうことに関して、名前を出すことにも本当に慎重にやっているんですよ。遊び半分でしているんじゃない。

町長にも知っていただき、町長が知り得たのに町長は最終的に百条委員会の結果が出ないととかいうような答弁するんですね。その中で、私たちがする前に、町長が気づいて町長が告発をするべきと思います。

ただ、町長も職員の自分は悪くなりたくないというのが真実かな、気持ちの中が、多分それが本音だと思います。そして、私たちが名前をわざわざ出して告発する、この理解もしてもらいたい。

その中で、百条委員会を審査していく上で証人喚問を呼んだんですが、どうしてもどちらかが虚偽ね、発言をします。そして今、百条委員会も中間報告をしましたが、行き詰まっています。

これ以上なかなか続けられないんですよね。

それは何かといいますと、証人喚問の出廷のある職員……

○議長（塩田 文男君） 賛成討論でもう短めに簡潔にお願いします。

○議員（4番 田原 宗憲君） そこはもういいですよね、別に。だから、職員の方が出頭ちゅうか証人喚問にもう出てきてくれない。それでもう本当に慎重に審議して、これを長く百条委員会を続けるわけにもいかないので、だから、早急に職員の方も不安が多分関係していない職員もいると思うので、だから早急に終わらせたい。

だから、この名前を私たちが告発をすることに関して理解をしていただきたい。私は証拠を基に宗さん、ほかの吉元議員、ほかの方と慎重にしてこの議案に賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで討論終わります。

発議第4号虚偽公文書作成及び詐欺に対する告発について、これから採決を行います。この発議第4号虚偽公文書作成及び詐欺に対する告発について賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（塩田 文男君） 起立少数です。よって、発議第4号は否決されました。

次に、発議第5号、宗議員、一応動議と言ってください。

○議員（7番 宗 裕君） 動議、**発議第5号**虚偽公文書作成及び公契約関係競売等妨害に対する告発について、標記議案を別紙のとおり、築上町議会会議規則（平成18年築上町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年9月19日。提出者、築上町議会議員宗裕、賛成者、築上町議会議員吉元健人、賛成者、築上町議会議員田原宗憲。築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） ここで動議が出されました。賛成議員、吉元議員、田原議員2名おりますので、ここで動議を認めます。

それでは、提案理由の説明をお願いします。短めにさっとお願いします。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 短めと言われたんですけど、先ほどちょっと失敗しまして、やはりここは提案理由を少し言わせてください。これ本当に真剣だけど苦渋の決断なんです。もうこうするしかないと我々も追い詰められてしまった。もう皆さんのが精神的に疲弊しているし、それと何でここでこれをやっているかというと、もう一部は司法の手に委ねない限りは真相究明はで

きない。だって、我々捜査機関ではありませんから。

議会で議決して議会として告発しなくとも、個人でいつでもできるんで、もういずれ近いうちにそうするしかないという覚悟は決めているんですが、それだと隠れてこそこそやっているようなことになってしまって、否決されてももう、いつやるかは別として近いうちにやるしかないというところまで来ているので、やっぱり本会議でここまで事態だということを、私は、正々堂々と町民に見えるところで聞いたかったです。

それと、少し長くなつて申し訳ないんですけど、これ告発の文書の構成の都合上、一番起案等手続等に關係した担当職員の名前を上げておりますが、ここに書いてある人間だけが罪を犯したとか、ここに書いてある人間だけを捜査してくれという意味ではないんです。告発上の構成上こうなっているだけで、役場の公文書ですから、ここに名前の書いてある担当職員一人だけで全部できるわけではないし、いろんな人がいろんな判こをついて、契約業務とか検査業務とかいろいろやっていて、もう済んだ話ですけど、発議第4号に関しては、金額が少なかったから全て課長決裁でしたけど、発議第5号に関しては、たしか甲、町長決裁でしたから、町長も書類には関わっているし、判こもついているわけですよ。

ですから、結果として誰の責任でどういうことが起きているのかという事態はもう司法の手に委ねるしかない。それと、私は、例えば文書の日付がちょっと違っている、後から文書をつくつた、それだけで虚偽公文書で刑事告発、そんなことは考えておりません。

例えがうまくないかもしれませんけど、速度違反したら全員捕まるわけでもないし、あまりいい例ではないんですけど、自民党の裏金問題でなぜか知らないけど5,000万円という不思議なラインができる、5,000万円以上は刑事事件、それ以下はおとがめなし。

だから、ちょっとでも規則に違反したら刑事事件、刑事罰とは思っていないんですが、あまりにも行き過ぎたルール違反があれば、やはり捜査を受けて刑事罰を受けるべきだと思っているんですよ。

百条委員会の調査で分かったことは、しかも何でここまでやるかというと、第4号、第5号で取り上げているのは、典型的な例を一つ取り上げているだけで、当然告発が受理されれば関連の契約も調べられて、私の印象ですが、同様の事例が多数あるという強い印象を持っております、これ一つではないと。もうここまで出れば、うみを出して生まれ変わらない限りは、築上町の将来がないというふうに思い詰めました。

だから、反対意見で出ている、長年働いた職員をここまでする必要があるか。私もそのとおりだと強く思っていて、できれば職員の罪は一人も問われてほしくない。一人として欠けていい職員なんかいると私も思ってないです。

ただ、こういう事態になってしまったのは、やはり大きな問題が今の町の行政の仕組みの中に

あるとしか思えない。これを曖昧な形で蓋をして、真相究明をせずに出直しはあり得ないと確信したからやっているんです。

しかも、町長が引退表明して、来年度から新しい町長の下で新しいまちづくりが始まるはずです。誰が町長になるかは分かりませんが、誰が町長になるにしても、今の体制のうちに出せるうみは全て出してもらって出直しをするしかない、これが私の確信です。

また、そのことはもう役場の残念ながら自浄作用、自ら第三者委員会とかで調べるとか、百条委員会の調査権の範囲内で調べるとかということでは、真相究明は不可能と判断しております。

そういう意味で、非常に残念な気持ちですけど、私も取れる責任は全て取らなければいけない覚悟でやっております。長くなつて恐縮ですが、以上が提案理由の本心です。ですから、あと議案も読んでないんでそこだけ読み上げさせてください。

議案の本体のほうです。早口でいきます。

虚偽公文書作成及び公契約関係競売等妨害に対する告発について。

1、告発人、築上町議会議長塩田文男。

2、被告発人、築上町役場住民生活課課長補佐内山政幸（以下「甲」という。）、太新工業株式会社（以下「乙」という。）、株式会社エス・ティ・産業（以下「丙」という。）、ここはちょっとゆっくり読みます。

3、告発する事実、①甲が担当して令和6年10月21日付で起案されたRDF施設破袋機歯替え——歯を替える——工事の契約案件（以下「本契約」という。）は、見積り決定の決裁日は同年同月30日、当初契約132万円の契約日は同年11月1日、さらに増嵩変更契約143万円の契約日は同年12月2日であるが、作業日報によれば、実際の工事——ここ「の」じゃないです、誤植です、「は」です——実際の工事は、既に同年10月19日、つまり起案前に着手されており、遅くとも、これ起案後ですけど、同年10月23日には完了していたと思料される。

つまり、②甲は①の事実を認識しながら、本契約に関わる一連の公文書を作成した。これら公文書のうち、最初の起案を除く文書は後でつくったものですから、虚偽公文書に該当する。よって、刑法第156条虚偽公文書作成に該当するとして告発する。

③本契約事務処理の過程で、見積り依頼に応じて見積書を提出したのは乙と丙であり、見積り前に工事は完了している。また、この工事は乙名義で受注されたものなのに、百条委員会での甲の証言によれば、実際の作業は丙の社員により実施されている。このようなことは、見積りや契約の前で乙、丙の間での調整行為が行われなければ不可能である。本契約の見積り合せは、実質的には入札と同等の手続であり、乙と丙は偽計を用い公の入札の公正を害する行為を行ったと思料されるので、刑法第96条の6公契約関係競売等妨害で告発する。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 第4号で反対しましたとおりでございます。少し金額は確かに大きいと思います。今聞きましたら、工事を執行した後に起案をしているということみたいでけども、本当この課長補佐も僕はよく知っています。しっかり仕事をする人でございます。ここまでせないかんかという気持ちです。

こうして告発するよりも、しっかりこれからも仕事をしていただきたいという、そのところをしっかりお願いすれば、僕はそれでいいんではないかと思うんですよ。この課長とかたちがお金をもらったわけでもないし、だから、そこんとこを職員をそこまでする必要は私はないと認識しております。

以上。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 賛成意見を述べます。

我々百条委員会、特に僕は一番最初に百条委員会を立ち上げた人間として、本当に人を告発することを望んでやっているわけでは決してありません。この3か月間、町長、副町長にはずっと歩み寄ってほしいという思いを伝えてきましたが、この議会中も一度も歩みによることもなく、僕は皆さんのユーチューブ、全員のユーチューブを10回以上絶対見ているんですけども、百条委員会の人間に至っては、お前たちが告発しろというような答弁を多々されています。

僕たちも内山さん、名前をここに書いてもいますけど、先ほどの下田さん、内山さん、職員として残ってほしい思いです。だから、僕らは早めに対処してくれとずっと言っています。

ただ、僕たちは調査しかできません、何度も言っているように。どんどんすればするほどいろんな人間が出てきます。この調査は僕の中ではもう終わっています。何度も言ってもしてくれないので、僕たち百条委員会は遊びでやっているわけでもなし、業務改善を求めていますが、業務も改善する話も曖昧なので、申し訳ないですけども、この方たちを事件名を上げなければ告訴ができないので、ほぼほぼ断定ができる、僕は100%断定できるとこの事案は思っています。

早く町が対応してくれればこんなことにはならなかつたと思いますし、最初は件数が多いからよく考えていただければという、本当に簡単な要望だったと思います。その辺も踏まえ、すみません、よく分からないですけど、これで賛成意見を終わります。

○議長（塩田 文男君） ほかに反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 告発する事実ですね、3番の。1、甲が担当して令和6年

10月21日付で起案されたRDF施設破袋機歯替え工事の契約案件は、見積り決定の決裁日は同年同月30日、当初契約132万円の契約日は同年11月1日、さらに増嵩変更契約143万円の契約日は同年12月2日であるが、作業日報によれば、実際の工事の既に同年10月19日に着手されており、遅くとも同年10月23日には完了していたと思料される。

これ百条委員会でずっと私も20回以上聞いていると思うんですけど、確かに何かおかしなことをしているなとは思いましたけど、これが刑事告発になるのかなという思いがあります。これが刑事告発になるのかなという疑問があるので、刑事告発をすることには賛成できません。

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 今の池亀さんの答弁に関してお答えしたいんですが。

事件に該当するから私たちは提案者にもなって、真剣に名前を出してしています。中途半端な気持ちではしていません。その中で何度も言いますが、町長がしなきやいけないことを私たちが表に立って、これが長引くに当たって、今たまたま2件を分かりやすくしただけであって、ほかにも多分恐らくあると思います。

これを長引けば長引いたほど件数が確実になっていく、そこでも十分理解してほしい。だから、早めに終わらせて何らかの解決策、第三者委員会なりを町長つくって、12月までと言っていますが、だから、そこら辺を私たちが中途半端な気持ちでしているわけじゃない。

同じ池亀さんは百条委員会のメンバーです。でも、私たちが例えば質疑する中で、私たちが10回した中で、池亀さんは恐らく一、二回程度の、だから本当にいろいろな考え方がありますが、百条委員会の中で池亀さんも間違ったというふうに気づいているところもあると思うんですよ。私たち名前これ出していますので、だから真剣に名前を出してしているということを理解して、私はこの議案に対して賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） よろしいですね。これで討論を終わります。

これから発議第5号虚偽公文書作成及び公契約関係競売等妨害に対する告発について採決を行います。発議第5号について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。起立少数です。よって、発議第5号は原案のとおり否決されました。

---

日程第48. 常任委員会の閉会中の継続審査・所管事項調査及び議会運営委員会の閉会中の

### 所管事項調査について

○議長（塩田 文男君） それでは、日程第48、常任委員会の閉会中の継続審査・所管事項調査及び議会運営委員会の閉会中の所管事項調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、閉会中の継続審査・所管事項調査の申出と議会運営委員会委員長から、閉会中の所管事項調査の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの閉会中の継続審査・所管事項調査と議会運営委員会委員長からの閉会中の所管事項調査については、申出のとおり決定いたしました。

---

○議長（塩田 文男君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長からの挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 9月2日から18日間、第3回定例会、もう本当に慎重審議をしていただき、大変ありがとうございました。

議案はほぼ採択してもらいましたが、残念ながら2件だけ否決という議案がございました。そしてあと継続審議ということで、まだ審議が足りないということで、次の議会まで皆さんよく検討していただきながら、採択をいただけるようお願い申し上げます。

今から、ようやく涼しい時期になりましたけれども、12月議会になればまた向寒の季節を迎えますので、御自愛のほどお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和7年第3回築上町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後5時22分閉会

---